

第1日目（12月4日）

○議 長（清塚武敏君） ただいまから令和5年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

また、新潟日報社より写真撮影の願いが出ていますので、録音も含め、これを許可いたします。

[午前9時32分]

○議 長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号17番・塩谷寿雄君、及び議席番号18番・牧野晶君の兩名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月4日から12月15日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月4日から12月15日までの12日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。
市長。

○市 長 それでは、令和5年12月議会定例会の開会に当たりまして、まず議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日頃より市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

ここで、9月議会定例会以降の経過等につきましてご報告いたします。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。新型コロナワクチンの令和5年秋開始接種につきましては、オミクロン株対応XBB.1.5ワクチンの個別接種を9月20日から実施しています。また、規模を縮小した集団接種を市役所本庁舎1階市民ホールにおいて、9月30日から11月26日まで行ったところであります。なお、5歳から11歳までの小児は個別接種、生後6か月から4歳までの乳幼児へは、個別接種に加え集団接種をゆきぐに大和病院で行い、接種の促進を図っております。

国民健康保険、後期高齢者医療制度につきましては、12月1日から新年度の人間ドック助成申請受付を開始いたしました。令和6年度分から申請用紙を統一しまして、これまで国保、

後期で異なっていた申請から助成までの流れについても、基本的に国保ドックと同じ方法とすることで市民の皆様の利便性を図ってまいります。

持続可能な医療体制の整備につきましては、9月議会定例会でゆきぐに大和病院の診療所化の方針を表明したところですが、ゆきぐに大和診療所として12の診療科を持つ外来機能を継続するとともに、新たにゆきぐに大和訪問看護ステーションを併設するなど、入院機能の集約化と外来機能の分散化を図りたいと考えているところであります。将来にわたって医療を継続できる体制を再構築することが最も優先されるべきと考えておまして、10月1日付で大和地域包括医療センター移行準備室を設置するとともに、関係機関と協議しながら準備を進めているところであります。

また、南魚沼市民病院においても、病棟機能の転換などにより回復期の入院機能を拡充するなど、市立病院全体で医療資源の再編を図りたいと考えているところであります。こうした方針を市民の皆様にご説明するとともにご意見をいただく機会として10月10日から13日まで、大和地域の4つの会場において計5回の住民説明会を開催したところであります。

いただきました様々なご質問やご意見について、真摯に受け止め、検討するとともに、全ての質問と回答を両病院のウェブサイトに掲載させていただいたところであります。今後、全市民を対象に再編後の市立病院の機能をご説明させていただく場として、医療のまちづくり拡大市民会議の開催を検討しているところであります。

病院事業の運営状況について申し上げますと、今年4月から市民病院の第3病棟を回復期リハビリテーション病棟に転換し、その一部を地域包括ケア病床として運用しているところであります。4月に12床でスタートした回復期リハビリテーション病床を、7月には14床、10月に20床、12月には22床へと段階的に拡大するとともに、11月からは診療報酬の上位基準へと移行し、リハビリテーションの質と収益性の向上の両立に取り組んでいるところであります。

魚沼圏域では唯一の回復期リハビリテーション病床であり、その機能と役割が近隣医療機関から認識されてきたということもあり、上半期においては前年度より高い病床稼働率で推移しているところであります。なお、10月以降には、新型コロナウイルスの院内感染が市民病院、ゆきぐに大和病院の両市立病院で発生しましたが、医療機能の低下を招かないように連携して対応したところであります。

病院事業会計の中間決算につきましては、地域に不足している医療ニーズを踏まえた体制整備を進めてきたことによりまして、過去最高だった昨年をさらに上回る医業収益を計上しておりまして、収支差益においても黒字基調で推移しているところであります。

子育て支援関係につきましては、物価高騰に直面し、影響を特に受けられる低所得の子育て世帯を支援する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金——児童1人当たり5万円——これをひとり親世帯分として、家計が急変した世帯や、新たに児童扶養手当の受給者となった対象者などへ、引き続き給付を行っておりまして、10月26日までに新たに対象となった9世帯13人を含めた373世帯564人に給付を行ったところです。ま

た、その他世帯分として、令和5年度市県民税の非課税世帯、また家計が急変し、新たに対象となった38世帯60人の方を含め、11月28日までに298世帯546人の方々に給付を行いました。令和6年2月29日まで申請を受け付け、給付を行ってまいります。

次に、市の独自施策であります高校生・大学生等保護者生活支援給付金——学生1人当たり3万円ではありますが——については、11月24日までに1,315世帯1,807人に給付を行いました。市報への掲載、SNSでの発信などにより周知を図るとともに、令和6年2月29日まで申請の受付を行い、給付を進めてまいります。

石打地区の保育園統合につきましては、10月25日、26日の2日間、保護者、石打地区の住民の皆さんを対象に説明会を開催しました。説明会では、児童減少により石打保育園と上関保育園を統合すること、また上関保育園の老朽化から石打保育園を統合先とすることで意見の一致を見たところでもあります。令和7年4月1日の統合を目指しまして、準備を進めてまいるところであります。

福祉関係につきましては、令和5年度南魚沼市価格高騰緊急支援給付金について、7月に対象となる世帯に通知を行い、5,267世帯に対して1億5,801万円を支給いたしました。

公営住宅については、11月2日に2回目の住宅委員会を開催しました。公募戸数32戸に対して10件の申込みがあり、最終的に8戸の入居を決定したところでもあります。

障がい者ワークステーションについて申し上げます。4名の障がい者の方を職場体験で受け入れ、新たに9月1日付で1人、9月12日付で1人採用し、合計で4人の雇用となっています。業務補助員として各部署から依頼のあった事務や軽作業を行っておりまして、主な業務としては、庁舎の古紙回収及びシュレッダー処理、また清掃作業、封筒封入、印刷作業、データ入力等、多岐にわたっています。今後も障がい者雇用の推進と職場定着に向け取組を進めてまいります。

介護保険事業については、第9期高齢者福祉・介護保険事業計画の策定に向けた高齢者福祉・介護保険事業計画検討委員会を10月20日に第2回、11月24日に第3回を開催したところです。12月4日から12月28日までパブリックコメントを実施しまして、市民の皆さんの意見、また提案を計画に反映させたいと考えているところでもあります。

次に、教育・文化について申し上げます。学校教育であります。9月以降、市内各地に熊の出没が多発しました。各学校に警戒を強めるよう指示をするとともに、出没頻度が高い地域においては、緊急的にスクールバスによる通学に切り替えるなど、登下校時の子供たちの安全確保対策を速やかに実施してまいりました。スクールバスは12月1日から冬期バス運行に全て移行しておりますが、引き続き熊への警戒感を緩めずに、安全安心の学校運営に努めてまいります。

中学生海外派遣研修事業です。9月10日に市役所本庁舎にて帰国報告会を開催しました。ニューヨーク新潟県人会長の大坪賢次様からは、今回もわざわざ日本にお越しいただきまして、ご出席いただいたところでもあります。派遣生が現地でも得た貴重な体験や自らの気づきについて報告を聞くことで、それぞれの生徒が様々な目的意識を持って研修事業に臨み、そし

て成果が得られたことを改めて実感したところです。生徒の感想や考えを参考にしながら、次年度以降も有意義な研修事業が実施できるように取り組んでまいりたいと思っております。

学力向上の取組です。小中学校の教科全般の課題としている、文章やグラフを正しく理解し、何が求められているかを考える力を高めるため、今年度から各学校では、正しく読む力と深く読む力の育成に重点を置いた学級運営と授業づくりを進めております。また、学習指導センターとも連携し、授業づくりの研修や公開授業による実践を繰り返し、教科ごとの具体的な取組を学校全体で共有する仕組みづくりに取り組んでいます。これらの活動の充実を図り、継続的に取り組むことで子供たち一人一人の読む力の育成に努め、学力の向上に結びつけたいと考えております。

子供・若者やその家族への支援の充実の事業につきましては、子ども・若者相談支援センターの施設から遠距離にありました大和地域の支援を充実させるため、大和庁舎2階の一室を改修しまして、活動ルームを開設したところです。小中学校や関係機関などに開設について周知を図るとともに、利用者やそのご家族のご希望をお聞きしながら、必要な相談支援や学習支援に取り組んでまいります。

社会教育について申し上げますと、10月7日に市民会館大ホールにて市民参加型のオペラ公演カルメンが開催され、私も出演させていただきました。出演された市民の皆様は、「オペラで南魚沼市をもっと盛り上げよう」と意気込まれ、オペラ合唱団——うたのみという名前ですが——を結成し、春から練習を重ねてこられました。当日はすばらしい演技を——演技というのでしょうか、そういうところを堂々と披露されまして、まさにカルメンにふさわしい情熱的な公演となったところであります。

また、第19回芸能まつりが4年ぶりに開催され、南魚沼市少年少女合唱団も参加した第14回うおぬまL i r i c aコンサート、魚沼吹奏楽団の定期演奏会など、市民主体の文化・芸術活動が復活傾向で、市民会館で開催されたところであります。

公民館事業の各種講座や教室においても、それぞれの成果を発表する機会が設けられるなど、おおむねコロナ禍以前の文化・芸術活動を再開することができました。今後も市民の皆様への生涯学習の機会充実を図るとともに、文化・芸術活動の活性化に取り組んでまいります。

文化施設のLED化につきましても、トミオカホワイト美術館、また池田記念美術館の館内照明のLED化工事を、利用者が比較的少ない12月中旬から1月下旬にかけて集中的に実施することとしました。いずれも工事期間中は営業ができなくなるため、指定管理者と連携しながら市民への周知に努めてまいります。

生涯スポーツの推進については、10月22日に第19回南魚沼市縦断駅伝大会を4年ぶりに開催することができました。昨年度、出場を希望するチーム数の減少に伴う役員不足により、残念ながら大会を中止した際に、選手、役員がそろわずチームが成立しないというようなご意見が多く聞かれました。そのため、今年度は全8区間のコースを7区間に短縮して、役員もこれによりまして1チーム2名としました。それでも、出場チームは57チームにとどまりまして、コロナ禍前の5割——令和元年度大会は120チームありました。これには達しない

状況でありましたけれども、協賛企業、また市民ボランティアの皆さんの大変なご支援とご協力によりまして大会を開催することができました。中継所としてスペースをご提供いただいた地元企業の皆さんをはじめ、大会運営を支えていただいた多くの関係者の皆さんのご理解とご協力に改めて感謝申し上げたいところであります。

次に、環境共生であります。有害鳥獣対策事業については、10月に入りまして、熊が過去に見られなかった場所での出没したこと、また1日当たりの目撃件数が増加したことなどから、警戒段階を引き上げ、クマ出没警戒警報を10月24日付で発令しました。市内全域を対象とした定期的な広報巡回を実施し、より強く市民の皆さんに注意を呼びかけたところであります。

また、野生鳥獣の出没抑制の対策として、熊に主眼を置いた六日町市街地周辺の魚野川河川敷の藪の刈り払いを実施したことで、中心市街地への出没抑制や人身被害防止に効果があったものと考えております。熊が冬眠するまでは、市内のどこでも出没する可能性があるという状況としますので、注意を怠ることなく進めてまいります。

新潟県では熊が冬眠前に餌を求めたり、暖冬の影響で冬眠が遅れて人里に出没することが想定されるため——少し文章を変えておりますのでよろしくお願ひします。県は1月31日まで特別警報を延長する決定をしたところであります。しかし、当市においては降雪、また寒波の襲来の予報、出没件数の推移など市内の状況を総合的に勘案しまして、熊に遭遇するリスクが低減したと考えられるということから、12月1日付で注意報に切り替えたところであります。

しかしながら、過去には12月中旬に人身被害が発生したこともあります。引き続き遭遇しない対策などの注意喚起を行い、関係機関などと連携もしまして被害防止に努めてまいります。なお、熊の出没の件数ですが、11月末現在で209件であります。前年同期は45件でありました。164件の増となっています。多くの出没がありました令和元年度と令和2年度——記憶に新しいですが、このときと同程度の状況となっているという状況であります。

地盤沈下対策であります。今年度の消雪用井戸設置等の許可申請数の件数ですが、10月末の時点で280件、前年同期では447件ありました。これと比較して167件の減となっています。この冬の気象庁の長期予報では、気温は平年並みまたは高く、日本海側の降雪量は少ない見込みと発表されています。そのため、例年より消雪用井戸の稼働時間は少なくなることが予想されますが、市内の井戸本数は増加しているということから、地盤沈下量を市の目標とする年間2センチメートル以内に抑えるべく、節水対策に取り組んでまいります。

その一つとして、これまでも市のウェブサイトにて、毎日午前9時時点の地下水位と地盤収縮量のデータを掲載してまいりましたが、この12月1日からは1時間ごとに情報を自動更新して、よりタイムリーな情報発信ができるようになったところであります。これによりまして、地下水の変動を可視化して、節水意識の醸成を図ってまいりたいと考えます。また、これとあわせまして、地下水位の大幅な低下が生じたときには、これまで同様にFMゆきぐにさん等での放送、また広報巡回によ

り注意喚起も行い、地盤沈下の抑制に努めてまいります。

可燃ごみ処理施設の延命化の対策について申し上げますと、今年度前期——約2か月間ありますが——における点検整備と対策工事が完了しまして、現在は通常稼働を行っています。次の後期の工事については、来年2月の着手を目途に準備を進めております。

今年度の上半期におけるごみ量については、可燃ごみ、不燃ごみとも——湯沢町を含んでいます——ともに搬入量全体で減少傾向が継続していますが、事業系ごみのうち、各事業所——宿泊施設とか観光施設、また飲食店などからの搬入されるごみ量については、前年同時期と比べて約2割増加しているという状況であります。観光需要等の影響によるものと考えているところであります。

ごみの減量化に向けた取組について申し上げます。事業系ごみの多量排出事業者——多く出すところへのヒアリング、排出抑制の要請を行うほか、湯沢町と連携した観光ごみへの対応など、今後も継続した取組が必要と考えています。また、9月下旬に今年2回目となる廃棄物減量化等推進審議会を開催しました。これまでの取組と今後の活動方針について審議をいただいたところであります。

さらに、可燃ごみ処理施設において災害等により処理機能が喪失した場合——大変これを恐怖しているわけですが、この場合を想定したごみの搬出訓練については、地元行政区にも立会いいただきながら実施したほか、近年高まっている災害リスクへの備えとして、地元関係事業者との災害廃棄物処理の協力に関する協定——報道もされたところですが、この締結を行いました。有事に備えた対応の充実に今後も努めてまいります。

新ごみ処理施設整備事業については、建設予定地の旧し尿処理施設の解体——現在のごみ処理場の湯沢寄りにある場所ではありますが、この旧し尿処理施設解体に向けた準備業務を進めています。10月25日には地元3集落の協議会の役員の皆さんを対象とした先進地視察も実施しました。隣県の最新施設をご覧いただいたところです。今後も事業の推進においては、地元の皆さんのご理解を得ながら着実に進めてまいりたいと考えているところであります。

新エネルギー等普及促進事業です。雪資源の活用を中心とした再生可能エネルギーの研究を目的に設置しています、雪の勉強会の2回目を11月1日に開催しました。今年の夏に実施した雪資源活用の実証実験の報告・分析・検証を行ったほか、これを踏まえまして、市内各所に残る除排雪を冷熱エネルギー源として公共施設等で活用するための課題と方策について議論をいただいたところです。今後の施策の展開を見据えまして、着実な事業の推進を図ってまいります。

次に、都市基盤について申し上げます。道路の関係であります。社会資本整備総合交付金事業及び国庫補助道路事業については、9億7,306万円——国費はこのうち6億664万円——この配分がありまして、10月末現在、除雪費を除いた発注率ですが、87.3%となっております。また、令和4年度繰越予算を加えた発注率では、95.3%となっております、年度内の工事完了に努めてまいります。

国の直轄道路事業です。公共事業の効率性・透明性により一層の向上を図るということ

目的に、10月2日に国による事業評価監視委員会が開催されまして、この中で国道253号八箇峠道路事業に対する費用対効果、また事業進捗などが審議されました。事業の継続について妥当であるという評価になっております。市民の安全・安心を確保するため——当市ばかりではありませんが、確保するため引き続き事業推進に協力してまいります。

除雪事業については、3年ぶりに南魚沼地域管内の5つの道路管理者による——全ての道路管理者です。南魚沼地域合同除雪出動式が10月24日に開催されました。地域の園児や小学生も参加しまして、市内の保育園などから協力いただき作成しましたリースを除雪業者に手渡しました。少しでも優しい気持ちで、落ち着いてということをお願いであります。感謝も込めましてのプレゼントでした。南魚沼地域の道路交通の安全・安心を確保する除雪体制のアピール、そしてオペレーターのモチベーションのアップ、さらには将来的な担い手の確保に向けて情報発信することができたものと考えております。

交通安全対策の推進については、1月から10月までの市内の交通事故発生件数が69件となっており、前年同期、昨年59件でありますので、比較して10件の増、負傷者数は82人であり、前年同期68人でありましたので、比較しまして14人増となっています。また、10月25日には大変残念なことでありますが、津久野地区におきましてお二人の方がお亡くなりになるという痛ましい交通事故が発生しました。お亡くなりになった方のご冥福をお祈り申し上げます。

市内では前年度から事故発生件数、負傷者数が増加しておりまして、交通死亡事故の発生は実に3年ぶりとなりました。高齢者事故の割合が5割と高い水準で推移しているため、巡回訪問を増やすなど高齢者事故の減少に取り組んできたところであります。継続してまいります。また、交通死亡事故が発生したことを受けまして、南魚沼警察署の主導で交通死亡事故シャットアウト緊急対策が実施されまして、市ウェブサイト、またFMゆきぐにさんなどによりまして、市民の皆さんに交通事故防止を呼びかけたところであります。引き続き警察署や交通安全協会などと連携して、交通事故防止活動に取り組んでまいります。これからが一番発生するリスクが高い時期になってまいりますので、よろしく願いいたします。

水道事業について申し上げます。着手済みの水道施設工事、また管路工事は順調に進捗しています。継続費は、畔地浄水場の非常用自家発電設備更新工事に着手し、ガスタービン発電装置及び起動機器を製作しているところであります。

また、水道料金を9月分から改定しました。口径別の一般用水道料金を適用したところであります。現在目立った混乱はなく、移行作業は完了しているところであります。

下水道事業については、六日町市街地の浸水対策事業として平成22年度に事業着手した——大変長くかかってきましたが、寺裏雨水幹線改修工事が12月中に完了し、全線345メートルがようやく供用開始となる見込みであります。また、下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール蓋の更新工事については、市内全体で325か所を施工しているところであります。

次に、産業振興であります。農業振興につきましては、令和5年産水稻の作柄概況——9

月 25 日現在であります、全国の 10 アール当たり予想収量が 534 キログラムと前年に比べて 3 キログラム減少、作況指数が 100 となる見込みであります。また、県内での 10 アール当たりの予想収量が前年比 15 キログラム減の 512 キログラムで、作況指数が 95 となり、やや不良となる見込みでありました。当地域を含む中越地域の 10 アール当たりの予想収量は 502 キログラムで、作況指数が 96 と見込まれているということでありました。

品質面については、市内 J A の集計によるコシヒカリの 1 等米比率が 10 月 27 日現在であります 8.0%——カントリー集荷分をこれは含んでおりません——となっております、著しく品質が低下した年でありました。これは 7 月から 8 月の間、高温多日照が続いたことから心白や背白、腹白といった未熟粒が多く発生したことに加えて、梅雨明け以降に降雨が極めて少なく——ほとんどなかったと、地域によっては渇水状態となったことから品質・収量の低下につながったものであります。

現在、J A において、品質低下の状況を米卸業の皆さんに丁寧に説明し販売に取り組んでいただいておりますが、市においても作柄の分析、また次年度対策の検討を十分に行い、最高級ブランド米の産地・聖地として、消費者から求められる高品質・良食味な米作りの推進と販売促進活動に、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

鳥獣被害防止の対策であります。有害鳥獣による農作物への被害がますます広域化し深刻な状況となる中でありますが、11 月から捕獲の頭数に応じて活動費用を支援しようということで、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を開始しました。今後も引き続き被害低減への取組を進めてまいります。

林業振興であります。森林環境譲与税を活用し、豊かで活力ある森づくりに向けて取り組んでいます。2 年目となりましたふるさと里山再生整備事業は大変好評いただいております、今年度はこれまでに 12 件の交付申請があり、約 23 ヘクタールの森林において里山整備を進めているところであります。

観光振興について申し上げますと、9 月 26 日付、南魚沼市観光協会が観光地域づくり法人 (DMO) に正式に登録されました。よかったですと思います。これを受けまして、より一層、観光庁等の支援制度の積極的な活用にも努めるとともに、観光地経営の視点に立った観光地域づくりを推進してまいります。

食によるまちおこしの推進については、今年度も「南魚沼、本気井」のキャンペーンを開催しています。9 年目となる今回は、秋と冬にしか味わえない秋マジ、冬にしか味わえない冬マジというネーミングで、2 部制で開催することになっていまして、それぞれ異なる井を提供します。現在開催中の秋マジには市内 40 店舗が参加され、南魚沼産コシヒカリを使い、工夫を凝らした大盛り井メニューを提供しているところであります。

イノベーション推進事業について申し上げます。東京渋谷 QWS ——渋谷は著しく現在町が変わりつつありますが、この QWS において市内起業家と首都圏企業や行政関係者がつながることを目的としました M i n a m i u o n u m a S t a r t u p D a y を 10 月 26 日に開催しました。今後もこのようなイベントを開催することにより、当市の地域課題解決の

ための人材、企業間の交流、そして起業家の育成に努めてまいります。

雇用促進については、人手不足解消、また多様な働き方の提供のため、南魚沼市公式の単日・短時間の中でフレキシブルに勤めることができる、そういうお仕事探しサイト、南魚沼マッチボックスを10月1日から開始しました。幅広い職種の事業者、また求職者の双方の利用が促進されるように取り組んでまいります。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。防災対策については、10月の臨時議会でもご報告させていただきましたが、10月10日に埼玉県坂戸市との間で大規模災害時における避難に関する応援協定を締結しました。これは、大規模災害が発生し、被災地周辺に在住する協定市の出身者の広域的な避難が必要となった場合に、お互いの地域内に避難支援活動を行うための拠点を設置するなど、相互に支援を行うこととして、そのための体制整備を図るものであります。首都圏等で大規模災害が発生した際に——あるともう言われていますが、坂戸市内にいち早く南魚沼市出身者の避難支援拠点を設け、迅速な避難支援を行うために、今後、坂戸市と協議をしながら有事に備えてまいりたいと考えております。

マイナンバーカードの普及促進について申し上げます。令和6年秋のマイナ保険証の移行を見据えまして、来庁が難しい市民の皆さんを対象に自宅などへ出向く、マイナンバーカード出張サポートを11月7日から開始しています。申請したまま受け取りに来られていないという方への交付支援も併せて行っているところであります。

DX——デジタルトランスフォーメーションの推進については、子育て支援DX、ネットワーク・セキュリティ対策に引き続き、市民の皆さんの利便性の向上、また事務軽減に向けて、書かない、待たない、来ない窓口——来なくてもいい窓口といいますか——への変革のため窓口DXの検討部会とワーキンググループの検討を始動しています。また、住民票や所得証明書などの申請手続を電子申請により拡充するため、汎用電子システムの導入について関係部署と調査、検討を重ねているところであります。

人権啓発事業についてですが、10月26日に部落解放同盟新潟県連合会の長谷川サナエさんを講師に迎えまして、南魚沼市人権教育・啓発推進委員会の委員、男女共同参画推進委員会の委員の皆さん、人権擁護委員及び保護司の皆さんなど、また市の職員が参加しまして、部落差別問題に関する研修会を開催したところであります。

魚沼地域定住自立圏についてです。9月27日にこの共生ビジョン懇談会を開催し、連携事業の進捗状況、また見直しに伴う共生ビジョンの変更の審議をいただきまして、10月に公表したところです。医療、教育、産業振興、市民生活など幅広い分野であります。この連携事業を引き続き2市1町で協力して進めてまいります。

効率的・効果的な行財政運営についてであります。将来的な政策課題を私ども市役所内の部局、課、または室の横断的なプロジェクトチームを組織して検討していくということで——これまでにあまりなかったことでありますが、南魚沼プロジェクト・ファイブと名前をつけまして、これを令和5年7月から開始しています。11月までに一旦成果としてまとめを行いまして、各プロジェクトの検討結果、また今後の方針等を庁内で共有したところであります。

す。

国際化の推進について申し上げますと、10月13日に姉妹都市でありますオーストリアチロル州のセルデン町の訪日団の17名の皆さんと駐日オーストリア大使のエリザベート・ベルタニョーリ閣下をお迎えいたしまして、新潟県日嶼協会創立並びに南魚沼市・セルデン町姉妹都市盟約締結40周年記念式典及びウイズコロナ下での日本山岳リゾート活性化に向けた国際フォーラムを開催し、約150人参加のもと、現在のチロル州やセルデン町の観光施策、新潟県、南魚沼市の取組について意見が交わされたところであります。

加えまして11月12日から22日にかけては、訪嶼団として新潟県日嶼協会、観光事業者を中心とした22名の皆さんでセルデン町を訪問し、自治体間を超えた一体的なスノーリゾート、山岳リゾートとしての取組、また先進的な観光施設を視察いたしました。そのほかにも、シェフセルデン町長、また地元観光局の方々との意見交換や事例の聞き取りなどを行ってまいりましたので、国際化や観光施策の参考としてまいりたいと思います。地元の子供たちからも大変な参加をいただく式典も行われました。すばらしいものでありますので、今後どこかで皆さんにご報告していきたいと考えております。

定住促進を目的に実施をしています中・高生の地域探求促進事業——大変全国からも注目を集め始めましたYouKeyプロジェクトにつきましては、10月29日に南魚沼市ふれ愛支援センターで地元中・高生17人、大学生の——支援してくれているメンターと言われるのですが、大学生14人が参加して、全13回の活動を踏まえ最終発表会を行いました。学生からは、地元で行われた文化祭、または大変にぎわったところではありますが、ハロウィンのイベントの企画、国際大学の学生との交流など自分たちのプロジェクト体験を発表し、アドバイザーである新潟大学の先生などから講評をいただいたところです。年度末までに、これらの体験を基に自分たちの進路選択などに生かしていくための自走期間に入るといふことでありますので、心から期待したいと思っております。

ふるさと納税の推進であります。9月29日に初開催となりましたが、大阪市での大阪城迎賓館——これには95名が参加、10月27日に東京都千代田区の神田明神にあります明神会館——111名の方が参加で、ふるさと応援隊感謝祭を開催しました。この感謝祭は昨年度に続き、日頃から市を応援いただいている応援隊の皆さんの中から抽選で選ばれた方、また南魚沼首都圏会役員の方にも一部参加をいただきまして実施したところです。多彩なゲストによるトークイベントなどを交え、南魚沼の食材、お酒なども味わっていただくような機会となりました。大変好評のうちに終えることができたところであります。

また、令和5年度のふるさと納税寄附金については、12月3日現在の数字でありますが一少し書き直しております。寄附件数が11万6,907件、寄附額では34億7,174万800円となっております。大変ありがたく思っております。

今定例会に一般会計補正予算（第7号）を提出しました。主な内容は、概要に記載の項目のとおりであります。書き直しておりますので、よろしくお願ひします。詳細につきましては、議案の提案理由の中でご説明いたしますが、歳入歳出予算にそれぞれ9億7,563万8,000

円を追加して、総額を 385 億 3,235 万 8,000 円としたいものであります。

ページが変わります。この秋は、各種の行事や交流事業が 4 年ぶりに復活する——どこでも挨拶でこの枕言葉のようになっていますが、4 年ぶりに復活して、私自身もその多くに参加させていただいてまいりました。市内に活気が戻りつつあることを肌で感じることができております。本当にうれしく思います。また、各地域や企業で開催した、あとお年寄りの会なども呼ばれているのですけれども、市政懇談会——ざっくばらんでありますが——では市民の皆様と膝を突き合わせてお話をする中で、南魚沼市の取組をご理解いただくとともに、多くのいろいろな声をお聴きすることができております。

一方で、基幹産業である米の生産であります。先ほども申し上げましたが、猛暑と渇水の影響で、1 等米比率が過去最低となりました。多くの農家への影響が危惧されましたが、ふるさと応援活用基金を財源とした前例のない大型の農業支援策をいち早く実行することができました。今年度のふるさと納税寄附金への影響も大変心配されているところでありましたが、今、逆に寄附額は前年比で 1.4 倍で推移していることに加えまして、「コシヒカリの聖地を守り抜いてほしい」「守り抜いてください」という多くの励ましの声をいただいているところであります。過酷な自然条件の中で懸命に米作りに取り組んできた先達から続く現在の農家の皆さんはもちろん、これほど多くの市外の皆様にも南魚沼市を支えていただいていることを再認識させられるところであります。深く感謝するとともに心強く感じているところであります。

令和 2 年 11 月 28 日に二期目の市長に就任してから私も 3 年目が終わりました。このほとんどがコロナ禍でありました。思うように進めることができなかつた事業もありましたが、南魚沼市を若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさとにしたいという強い思いを持って進めてきているところであります。

これまで、ふるさと納税の取組の強化、雪利活用の取組、起業家の支援、医療体制の再編など、後に送れない様々な課題の施策を進めてきております。しかし、予断を許さない世界情勢の様々な事柄や、またエネルギー価格や物価の高騰の中で、これから取り組む新ごみ処理施設、また健診施設の建設など多くの制限がある中での医師確保の問題など、課題は山積しています。

私の任期も残り 1 年を切りましたが、これらの課題に真摯に向き合いながら、自ら先頭に立って次代へ向けた取組を進めてまいりますので、議員各位をはじめ、多くの皆さんから特段のご支援をいただきますように心からお願いを申し上げまして、12 月定例会に向けた所信表明といたします。

以上であります。ありがとうございました。

○議 長 以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第 5、報告第 13 号 所掌事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 おはようございます。それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査の結果についてご報告いたします。

期日は令和5年11月24日、委員の出席状況は6名出席、正副議長からも出席いただきました。調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、12月定例会の付議事件の概要、会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

調査事項であります。令和5年12月南魚沼市議会定例会の運営について、請願及び陳情についてであります。請願第5号及び請願第6号は社会厚生委員会に、請願第7号は総務文教委員会に付託することに決定いたしました。閉会中の議会運営委員会の開催につきましては、従来どおり申し出ることといたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 以上で、所掌事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。本会期中の請願を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願を除く付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議長 長 日程第6、請願第5号 ゆきぐに大和病院の診療所化についての丁寧な説明と、安心の医療体制を求める請願書を議題といたします。

請願第5号を社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議長 長 日程第7、請願第6号 若者も安心できるよう物価上昇に見合う高齢基礎年金等の改善を求める請願を議題といたします。

請願第6号を社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議長 長 日程第8、請願第7号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

請願第7号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議長 長 日程第9、第16号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長　それでは、第16号報告　六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について説明いたします。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定、及び南魚沼市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例第2条第1項の規定に基づき、経営状況を説明する書類を提出するものです。

まず初めに、六日町街づくり株式会社の経営状況については、例年9月議会に提出を行ってまいりました。しかし、今回につきましては、3月の令和4年度決算時において、社内において不適切な会計処理、社員による業務上の横領——金額は1,126万2,000円——これが発覚したことから、その未収金の回収、また第三者による事実・原因の究明調査などを優先して行い、よって株主総会への報告と決議が遅くなったため、議会への提出も今議会となったものです。

なお、未収金については8月31日をもって全額回収、第三者機関——弁護士法律事務所になります——こちらによる報告書は9月15日に提出、当該社員の処分——懲戒解雇——こちらにつきましては9月30日をもって行われております。

それでは、第29期事業報告書及び決算書をご覧ください。1ページの1、現況に関する事項の(1)事業の経過及びその成果でございますが、コロナ禍からの緩やかな持ち直しの一方、ウクライナ情勢などの影響による燃料・食料価格の高騰を受け、政府では物価高・円安への対応、賃上げ等の経済対策に取り組んでいるものの、県内ではまだまだ個人消費など弱い動きとなっている中、六日町街づくり株式会社につきましては、大型スーパーを中心とした営業努力、図書館、内科・整形外科医院との相乗効果を図ること、また顧客ニーズに合った店舗づくりを積極的に進めました。テナント全体の売上げは、昨年対比では96.04%、客数対比で97.04%となり、決算は売上高1億8,141万円で、前年比103.6%の増収となりましたが、電気代などのエネルギー価格の高騰などにより当期純損益はマイナス966万円となりました。

続いて(2)の売上高の明細ですが、固定賃料収入が前期比99.9%となっております。施設使用料収入95.7%、手数料収入101.9%、共益費収入は前期比109.1%でした。直営店売上高は前期比101.4%となり、全体としては前期比103.6%となっております。

めくって2ページの(3)、(4)、(5)は記載のとおり、当期の設備投資はありません。下段の(6)財産及び損益の状況の推移でございますが、先ほどの説明と重複しますが、第29期の売上高は1億8,141万円で前期比103.6%となり、当期純損失は966万円となっております。この結果、表の最下段の純資産は3億3,328万円となりました。

3ページの(9)従業員の状況につきましては、記載のとおりパート従業員も合わせて12名となっております。

次の2、会社の株式に関する事項については、株式の総数、株主数ともに変更はありません。

めくって4ページの3、会社役員に関する事項につきましては、記載のとおり6名の取締役

役と3名の監査役となっております。

5ページの貸借対照表ですが、表の左側、資産の部の流動資産5,544万円は、その下、現金及び預金が3,128万円と前期に比べ1,240万円減少しており、代わって未収入金が1,619万円と前期に比べ、1,145万円ほど増加しています。これは先ほど申しあげました業務上横領で発覚した金額1,126万2,000円を未収入金に計上していることによるものです。

固定資産8億1,712万円については、減価償却の関係で前期から1,998万円減となっております。一番下の行、資産合計は8億7,257万円で、前期比で2,027万円の減となっております。

表の右側、負債の部の流動負債2,234万円は前期比で64万円の減となり、固定負債5億1,693万円は前期比で998万円の減となっております。この結果、負債合計5億3,928万円は前期比で1,060万円の減となっております。

純資産合計3億3,328万円は前期比で967万円の減となりました。

めくっていただき6ページ、損益計算書でございます。売上高が1億8,141万円に対し売上原価は3,499万円であったことから、売上総利益は前期比566万円増の1億4,641万円となりました。この売上総利益から販売費及び一般管理費を引いた結果、930万円の営業損失となりました。ちなみに、前期は516万円の営業損失でありました。

営業外収益は7万円でありましたので、営業外費用の雑損失を差し引いた経常損失は923万円となりました。

この結果、966万円の純損失となり、前期より430万円増となりました。原油価格の高騰などから電気代や燃料費、物価の上昇が影響し、前々期決算から3期続けて厳しい収支となりましたが、今後また収支改善に向け経営努力を進めていくこととしております。

7ページの株主資本等変動計算書は記載のとおり、2ページでも説明いたしましたが、表の一番右、最下段の純資産合計は前期より966万円減りまして、3億3,328万円となっております。

めくっていただき8ページをご覧ください。財務諸表について、注記が必要と思われる事項について説明している個別注記表になりますが、その2、貸借対照表に関する注記の(1)未収入金において、業務上横領の1,126万2,000円を今期発生した現金不足として、未収入金計上したことが説明されています。

めくっていただき10ページ、監査報告書になりますが、2、監査の結果の(1)事業報告等の監査結果の三では、今回生じた問題を受け監査役会より「今期の現金不足が発生した原因としましては、内部統制の不備が一番の原因であると判断します」と指摘された上で、これに対し「改善策を定め内部統制の構築と再発防止に努めていただきたい」と提言されています。

なお、これを受け、六日町街づくり株式会社では、既に弁護士からの助言を参考に再発防止策の策定、またこのような重大な事故発生の際の事故調査委員会の設置、さらに年1度の社員へのコンプライアンス研修の実施などの内部統制システムの構築などを行ったと報告が

来ております。

続きまして、もう一つの冊子、第30期事業計画書及び予算書をご覧ください。1ページの1、基本方針、重点事項につきましては記載のとおりでございます。

めくって2ページの会社役員に関する事項につきましては、記載のとおり株主総会で5名の取締役と3名の監査役が選任されております。

3ページの第30期予算書でございますが、第29期決算額との比較表となっております。売上高はテナントの賃料や直営店の売上げなどですが、1億8,259万円で118万円の増と見込んでおります。売上原価は直営店の仕入原価3,600万円で、売上総利益は1億4,659万円となっております。人件費や地代・共益費支払いなどの販売費及び一般管理費が1億4,600万円で、結果として営業利益は59万円を見込み、経常利益も59万円となっております。これから法人税などの事業税を差し引き、第30期の純利益は前期の決算比997万円増の30万円を見込んでおります。

なお、ただいま説明いたしました貸借対照表、損益計算書、予算書などの資料の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示したものであります。したがって、一部の合計数値が一致しない場合がありますのでご理解願います。

以上で、第16号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての説明を終わります。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 横領の件に関してお尋ねいたします。1,126万円ということですが、もう少し具体的にどういった方法で、なぜそういったことが起き得る状況があったのか。どういうふうな方法でやって、いつやったのかとか、そういったのをもう少し具体的な説明がいただけたらうれしいです。それが1点目。

2点目が、その事実を受けて、どういった再発防止策をすればこういうことが起きなくなるのかというのが2点目。

3点目ですが、監査役は市の会計管理者が入られているということなので、当然市の会計管理者が入って、そういった体制をこれまで築いてきたと思うのです。これまでこういうことが起きないように築かれてきた中で、こういうことが起きたということは、大株主としてもそうですけれども、会計管理者が入っているという意味でも、市として何かしら、これを受けてコメントみたいなのがもしあればお願いいたします。

以上、3点になります。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 詳細につきましては、報告書に記載なのでございますけれども、こちらにつきましては六日町街づくり株式会社のほうからの提出物になりますので、詳しいものについてはここでは申し上げる時間がないかと思っておりますし、詳細内容をお聞きしたければ、そちらにつ

いては直接会社のほうにお聞きしていただきたいと思います。

まず、具体的な時期等の説明ということですが、時期としましては、始まりとしては平成26年から少しずつ始まっていたということだと記載されております。ただし、毎年度、年度の会計替わりの時期につきましては、一度それをお返ししているという形になっていきますので、実際にはその各会計年度末については不足分がないのですけれども、今回についてはそこはやはり返し切れなかったということだと思いますが、それで発覚したということになっております。

それから、再発防止策ということですが、こちらについては先ほどの説明でも申し上げましたけれども、内部統制システムの構築ということで、例えば事務所は必ず複数で勤務する。それから、実際その金庫のほうを管理していた上での問題が生じているということになりますので、こちらの金庫の管理については必ず複数で鍵、それからその他のものを管理することになっていきますし、土日については基本的には開けない。その事務局長が、管理者、責任者がいないときについては開けないということになっております。あとは、その両替の金額というものをやはり少なめにするとか、いろいろあります。

あとは、そのほか先ほど申し上げたように、再発防止策としては会社の中ではコンプライアンスの研修の徹底だったり、それから取締役会、そういうものでの共有。それから先ほど申し上げましたけれども、再発防止の対応を求めるための調査委員会でしょうか、そちらの内容をやはり定めて、それを徹底して常時置いておくという形で進めていくということになっていきます。

あと、監査役が入っていて……ということですが、これはあくまで私どものほうは大株主ではありますが、報告を受けるという形の中で、これを提出という形になっておりますので、当然私どもからの申入れとしては、二度とこういうことがないようにという形でお話をさせていただきましたし、やはり処分等については適正な処分をしていただきたいということで申し入れさせていただいたというところです。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 詳細については、報告を受ける立場であって、詳細については会社のほうに聞いてもらうということなのですから、大株主であるということは、ここの会社の信頼が傷ついていくということは、当然市民の税金の今後のあれにも影響していくことですし、会計管理者が中に入られて監査役としてやっているわけで、本人も今この議場にいらっしゃるわけです。知っている範囲内で、できるだけ市民に説明するということが大事なのかなという思いで聞くのですけれども、金庫を管理している人が2人以上で金庫を管理しろということをおっしゃいましたけれども、そもそも1,000万円という現金がその金庫にあったということでもよろしいのでしょうか。それが1点目。

2点目ですが、その方が金庫を管理する立場にあったということでもよろしいのかどうか。それが2点目です。

3点目ですけれども、複数で今後金庫を管理していくということですが……今までは複数ではなくて、どなたか一人が金庫を見ている状況で大丈夫だと思っていたということで、その確認だけですけれども、それでよかったのかどうか。その3点をお願いいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 詳細についてはここでは触れませんが、金庫の中にはやはり現金はある程度あったということですし、実際に直営店からの売上金とかがありましたので、そういうものを銀行のほうに入れなくて、そちらのほうを流用してしまったという実態があるかと思えます。

それから、金庫の管理はどうかということなので、この時点では、金庫のメインの鍵というのはその社員も持っていたということです。

それから3つ目ですけれども、社内のほうでの事故再発防止の決定の中で、方法論として、やはりそれについては複数の者がチェックするというので、複数で管理するという形です。やはりその鍵については、基本的には社員には持たせないということで、取締役会等で決まったということです。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 最後に質問します。金庫があります。それで平成26年からその金庫から少しずつお金がなくなっている状態があったということですが、そうすると、その金庫の中身をチェックするのはどれくらいの頻度でこれまで……1人だけが見ているわけではないと思うのです。どれくらいの頻度でチェックしていて、今回分かったのは返し切れなかったから分かったということですが、1,000万円がなくなっているのを誰かが見て、1,000万円がないということで発覚したということによろしいかどうか。そこだけすみません、お願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほども申し上げましたけれども、本人は年度の切替えのときには一度お金を返してしまっているのです。ですので、その年度切替えの段階については、当然会計監査人であったり、監査役であったり、あとは監査法人だったり、そちらの現金と通帳のほうで照合することだけはしているのですけれども、年度途中でやられているかというのはちょっと不明です。ですので、こういう事態が生じて、令和4年度についてはそれが返し切れなかったということです。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 関連するところもあるかもしれませんが、2点だけお聞きします。今の横領の件ですけれども、この関係書類は会社のほうでつくるので、こちらのほうでは何とも言えない部分かもしれないのですけれども、5ページの貸借対照表がありますが、そのほかに8ページにも説明が書いてあります。この横領金につきましては未収金で処理をした

ということですが、今の話を聞いていますと、厳密にいうと未収ではなくて、収入があったのがなくなったというようなことだと思っております。

この貸借対照表のつくり方ですけれども、未収金でやりましたが、それでいいのかという、もう少し正確な書き方はないのかというところ。というのは、さっきから出ていますように、市が大きく関わっている第3セクターですので、もう少しこら辺が正確でないとまずいかなというような、私は個人的に気がします。これでは後で見たとき、ほんの単純な未収金ということになりますので、この考え方がどうだったのかという経過を教えてください。

もう一点が、去年も少し質問したのですけれども、返済金を1,000万円ずつ返済しているのですけれども、去年の私の質問の答弁の中では、令和8年までに返済は全部、完済は無理なので、今協議中だというようなことでした。その協議の結果がこの1年どうだったのかというところ。それに関連しまして、令和8年までに完済できなかったときの、大口の出資者である市の責任問題についてはどうなのかというところも聞いたのですけれども、それも協議中だということでありましたので、そのところも含めて3点。2点ですけれども、3点になったかもしれませんけれどもお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 未収金の計上でよいのかということですが、これについては私も市のほうも疑問点がありまして、申入れを行ったことがあります。それで3月末で決算を迎えるわけですが、通常6月末の株主総会に向かって、会社のほうでは処理していくことになるのですが、私も市のほうに実際に報告が来たというのは5月31日なのです。その段階にはもう税理士等々と話をされて、本人のほうとは話をしている、その本人からは何とか返すという話があった中で、会社のほうで未収金に上げられたという話になります。私も、それから中小企業基盤整備機構の両者としてはこの計上ではおかしいのではないかと、ということですが、そこは税理士が通っていますし、実際に会計監査法人のほうもそれで処理されているということなので、これで進んだということです。

それから、返済金1,000万円の関係ですが、確かに令和8年度までに返済されねば一括返済を求められると、去年もそんな話があったと思うのですが、こちらについてもやはりまだ継続中です。それでこの問題が生じたことから、中小企業基盤整備機構さんが大本の貸主になりますけれども、そちらともこの話についてはこれからまた詰めていくということで、スタンスとしては六日町街づくり株式会社のほうは、やはり令和8年度以降もきちんと返済はしますので、そこは待っていただきたいという申入れを今しているという状況です。

以上です……それで市の責任ということになりますけれども、そちらについてはやはりそういう状況ですので、今、市がどういうふうに関与を取る、どうこうということにはなっていないと。

以上になります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2点です。一つは横領があって、経営者としての責任とかを取ったのかどうかというのは、これはあったのかどうか。

もう一点は、貸借対照表とか損益計算書、これは1年分しか出ていないわけです。それで端のほうに売上げとかが過去3年分だか4年分のが少しあるのですけれども、私は、こういうのというのは簡単に5年分ぐらいは一覧にして過去のやつも一緒に出せると思うのです。私はこういうこととして、要は資産がどう動いているとか、今も経営上の心配点もあるというのもあったわけですから、それをいい機会なので言って、市もきちんと見ているのだというアピールにもなるのではないかと思うので、その2点、少し考え方を聞かせてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、経営者の責任ということです。株主総会のほうにつきましては経営陣、それから社長、そちらのほうから説明と謝罪というのはありました。責任ということですけれども、よくある会社だと多分トップが辞職してとかということになるかと思うのですが、今この状況をまず収束させるということと、この会社については皆さんもご存じだと思いますが、報酬が十分な報酬ではない会社で、次の人事を進めるにしてもなかなか難しいところがありますので、そちらについては今こちらの結果を待った中で、また会社のほうでお考えいただくということになるかと思えます。

それから貸借対照表、損益計算書が1年分しか出ていないということですが、確かにこれは前にも指摘というのがあったのですが、ただこれについては今期、第29期といいますか、一応は1年分の事業報告という形になっていますので、財産及び損益の状況の推移——こちら2ページに掲載してありますけれども、こちらのほうで今とどめさせていただいております。これが実際にこれから載せるべきかどうかというのもありますけれども、現段階ではこちらについては、取りあえずは単年度のものということで報告させていただきたいと思えます。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 経営者の責任というのは分かりましたけれども、辞職とかそういうのも一つの方法だと思うし、例えば役員報酬の一部カットだって、そういうものだって方法はあるわけですし、一つそういう姿勢というのを出すべきだと私は思います。

あと、貸借対照表とか損益計算書の、そちらの答弁は答弁で分かったのですが、私も例えば説明——自分の会社とかの説明に行くときには、過去と比べてこうですというのはやはり説明して、過去のやつと比較して、今後はこうしていきますというのを説明していくと思うので、せっかく議会で報告義務があるというのは、ただ単に単年度で出すというのではなくて、こういう点も踏まえてやっていく点もあると思うのです。なので、このところはまた考えていって、ほかの事業だってあると思いますし、そういうのもやっていってもらえればと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の役員の関係については、会社のスタンスなので、私どもからこういうお話があったという話だけはさせていただきます。

2点目については、確かに説明の中に加えるとか、そういうものについては次回以降、留意できるものはしたいというふうに考えます。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2点お伺いいたします。確認というか、再度確認させていただきますけれども、やはり私がこの部分で一番ずっと感じているのは、中小企業基盤整備機構からの8億円の部分であります。今、報告がございましたけれども、聞いていると先送りされている、先送りされていると、現実はそうかもしれない。これが現実で通るかどうかという、そういう部分が市として県との部分、中小企業基盤整備機構との部分で間違いなくそういう形で今後も推移していくと、私どもはみなしていいのかどうかということの確認を1点させていただきます。

2点目であります。こういう事態があったにもかかわらず、役員報酬は上がっております。実際この金額は少ないですけれども、本来ならば、役員としてはそれらしき部分というのは数字として普通は出てくるものであります。形として出てくるものであります。けれども、ここの部分を見る限りはそういうのが載っていない、見えていない。それをどのように考えておられるのかお聞かせください。

以上でございます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今後の借入れの推移とその確実性ということだと思っておりますけれども、こちらについてはまだまだ協議をしている状況で、こういうことがありましたので、中小企業基盤整備機構さんとは今ここの話は止まっている状況です。こちらについては確かにもう少し時間をいただいて、明らかに令和8年度以降、やはり認めていただけるような形で、六日町街づくり株式会社と話を進め、それが決定次第、皆様のほうにもご報告したいと思えます。

それから役員報酬については、確かに令和4年度の報酬については、当然これが発覚したのが令和4年度の決算以降に発覚しているということになりますので、そこについては報酬のほうについても、議員のほうからお話いただいたということで、責任の取り方どうこう——最終的には会社の判断になりますが、申入れという形で私どものほうからしたいと思えます。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1点伺います。平成26年度から始まったということは、かなり悪質でありますし、そういうことがずっと長年できた体質、制度——会社の中がそういう状況になっていたということだと思えます。上場企業ですと、四半期決算のときに全部そういったもの

もやるのです。ここは上場企業ではないにしても、やはり長らくこういったことができたということ自体に対する明確な指摘をして、複数で管理するように改善するということですが、人数だけの問題ではないと思います。最低限、半期ごとの決算をきちんと確認するというようなことを——一般企業から考えても、こういったことはとても考えられないことが起きたと思いますので、きちんとそういった点、具体的に指摘されたかどうか伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 中小企業基盤整備機構と私どものほうから何度か合同で聞き取りというか、お話に加わらせていただきました。そうした中で当然、どなたもおっしゃいますけれども、一人でこの金庫を管理する状態であったり、やはりそういう状態をずっと続けてきたのが悪いというのは、皆さんやはりおっしゃるので、そこについては私どもも同じことを申し上げています。常時2人以上でチェックできること、あとは監査役さんのほうも金庫内の現金の調査と通帳照合は回数を当然増やされる……という話をされていますので、そこについては実際にこういうことがあった後ですので、実際に明らかに履行されていくものだろうと考えます。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 回数を増やすというだけではなくて、きちんとどのようにするということまで決めなければ、だんだんまた薄れていくのではないかということが考えられます。半期とか四半期とかそういったことを決めて、きちんと確認するというようなところまでやらなければ、またこういったことが起きてしまっただけでは、本当に信用が失墜すると思いますので、その辺いかがでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 市としては申入れをしたところでして、どうされるかは会社のあれですが、ただ、会社のほうからいただいている報告の中で私が申し上げ忘れてましたが、監査役については、原則として月に一度以上抜き打ちで現金検査をするということになっています。それから、預金通帳の印鑑の管理は事務局長、預金通帳は社員、事務員、こちらで分担して保管するという形で、必ず進めるということを記載されていますので、それで進めていただくことになると思います。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1点だけお願いします。今も話があったように、本当に大変なことだったと思うのですけれども、再発防止については、弁護士の方からもご意見を聞いたりということで、今も具体的な内容については、今後取り組まれるということだと思うのです。いただいた資料ですと、例えば新年度の事業計画等も含めて、その辺の、今度はこうやっていくとか、方針みたいな部分といいますか、内部でそういった議論や対策を取ろうという話はあるというのはいいのですけれども、株主を含めた外に向けて、今度はこうやっていくというあ

たりのきちんとした意思表示というか、そういったものがきちんと文書なり方針なりに残っていないと、その辺というのはあやふやになりがちだと思うのです。今回は計画も既に出ていますけれども、何かそのほかでそういった対応みたいなものを取るようなお考えがあるのか、また可能なのか教えていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 第30期の事業計画書のほうにまずそういう記載がないというご指摘だと思うのですが、今回この起きた事件自体がずっと継続するものではない、当然収束させなければいけないということから、こちらの事業計画書のほうに一時的なものを掲載するかということで、多分これについては、先方さんは出されなかったということだと思います。ただ、その株主等を含めての意思表示ということですが、当然株主のほうについては、私どももそうですが、書面において、その再発防止であったり、弁護士の助言を受けての再発防止であったり、内部統制システムの構築の方法については箇条書きで全部記載して送られてきておりますので、そこについては、会社からはおわびの言葉と併せて、明確な意思表示があったものと考えております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 その辺のことが例えば議会への報告も含めて、具体的にないのですけれども、そういった部分——例えば議会の場ですとか、担当委員会のほうで、後日きちんとした報告や説明があるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 そちらの説明については、会社のほうからは議会、それから委員会等に対して説明の場を設けるというのは、今、現段階聞いておりません。これについてはやはり報告書、それから今申し上げたような再発防止策の策定であったり、そういうものの一式については会社のほうが保有しておりますので、そこについては直接会社のほうにそういう申入れをしていただくのが正解なのか分かりませんが、私ども執行部のほうでそちらのほうを改めて機会を設けるのは、報告事項ですので、そこについては考えていないということでございます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そうすると、筆頭株主の市として、例えば議会等には今日の口頭でもう終わり、その辺の具体的な内容や資料提示等を含めた説明と、今後の市としての指導、そういった部分の方針等については、説明の予定はないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 説明のことで申し上げましたけれども、こちらについては確かに問題はあるのですが、本人——やはりもうこれ以上個人を暴くというのは問題があると思います

し、本人から弁済されていることを第三者委員会が調査、それから再発防止策等も策定されていることから、私どもはこれをお受け取りして、これで進めてくださいということで、これ以上、議会、委員会等に関して、私どものほうから説明する機会を設けるということは予定しておりません。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 ご指名ありがとうございます。2点お聞かせ願います。さっきからずっと出ていることですが、横領の件で。現金ということになっていましたけれども、売上金にしても何にしても、私からすると、これだけの会社だから普通は銀行振込をするのではないかと思うのですけれども、一回振り込まれたものを預金通帳を使って抜いていたということなのでしょうか。その辺を少し確認させていただきたい。

それと、第30期の予算書の話になるのですが、販売費及び一般管理費の第29期の決算が1億5,572万4,000円で、第30期の予算が1億4,600万円ということで、900万円近くこの販売費及び一般管理費を減らすということなのです。これは結構、900万円も減らすとなると大きな額になると思うのですが、その辺の具体的な何か案が提示されたのかどうか、その確認をお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず1点目です。現金が・・・あったかということですが、あそこはテナント代のほかに、自分のところで直営店というのをやっているのです。直営店は当然小口現金で——ほかの店舗もそうですが、小口現金でシステムとしておつりのお金というのをまず金庫の中に保有していて、それから直営店等から上がった売上げというのは金庫に一時保管した上で、銀行に入れていくと思うのですけれども、そのところが銀行に入らなかったりしたのだらうということです。年度末にはそこへ一度、間違いなく埋め合わせをしたということなので、それが今回は大きかったということだらうと思います。

それから、決算から比べて予算として約900万円減らすということですが、実際ここについてはやはり経営努力をするということもありますし、会社のほうとしてはこれぐらい減らさないとかなり厳しいだらうということを考えています。それで例えば、令和4年度になりますけれども、あそこはガス空調なのですが、実際に電気等どうしても高騰するものは仕方ないのですが、ガス空調——節約できて、稼働を少し止められるような場所についてはなるべく止めたりして、令和4年度でも令和3年度と比較して200万円程度、ガス代等については減額したりしていますので、やはりそういうところを、小さいものを積み上げていくということで聞いております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 要するに銀行に入れるべきものが入っていなかったということですが、逆にいうと、それは通帳を見れば、ここに入るべきものが入っていなかったというのが

分かってくると思うのです。それが平成26年から続いた中で分からなかったというのは、やはり月々の確認が足りないのではないかとこのころにありますし、また、確認すべき人間が恐らく、そういう横領に手を出すという一番厄介なパターンだと思うのです。そこはこれから改善されるという話でしたけれども、やはり月々きちんと、最終的な残すべきお金と銀行に入れるべきお金をきちんとやってもらわないと、第3セクターですから、今後、信用を失うと思いますので、そこをきちんとしてもらうということを申入れしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがですか。

それと、ガスを減らすという話もありましたし、ただ、LED化も多少はやっているのではないかとこのころに思っているのですけれども、やはりそういう、多少工事費がかかっても、そういうところをきちんとやって、少しずつでも経費削減していかないと、とてもこんなのでは間に合いませんし、むしろ工事費のほうが上回る可能性だってあるわけです。そういうところをきちんと、今後も計画をもってやろうというふうになったら、予算もかかることですので、ある程度計画を我々にもお示し願いたいと思いますけれども、その辺のところはどういうやり取りがあるのか、そこを確認させていただきます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目については、きちんと申入れをしていただきたいということですので、それについては私どものほうから申入れをさせていただきます。

2つ目です。計画をもって更新するというのは非常に大事ではあるのですけれども、やはり決算書を見てもそうなのですが、留保資金がかなり少ない中ですので、できる限りそのところは、大きな工事については直接できませんが、小さなものについてはやれるものがあると思います。そういう例えばLED化であったり、そういうものについては、やはりこれからどうするかという形を私どものほうから問合せをして、出せるものであれば、そこについては皆様のほうにアナウンスできれば、するような形を検討していきたいと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点だけお伺いいたします。第30期、次年度の事業計画に関わるものがありますけれども、2ページです。取締役ですが、前期まで取締役をお務めいただいた株式会社スポットの成田さんが取締役をお辞めになったということで、スポットのところからの取締役がないという状況であります。良食さんをやっているスポットでありますけれども、一番大きな売上げをやっている方でありまして、六日町街づくり株式会社を再編するに当たって、6,415万円という大金を出資していただいた会社でもあります。ここがその取締役を退任していく、後任も出さないというところの事情について、どのような説明を受けてきたのかお伺いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 すみません。そのところについては、私ども直接お聞きしたことがな

くて、そのときの決まった経緯の取締役会については、私のほうは取締役ではないので、出ていない経過がございまして分かっておりません。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 取締役会でありますので、取締役に名を連ねていなければ、その会には出られない、これは当たり前です。こういうときにこそ非常勤でありますけれども、市の監査役が出ておりますので、これは一体どういうことが起きているのかというところはきちんと聞いて、内容についてご報告を願いたいと思います。

先ほど近代化資金の返済についてもいろいろございました。ございましたけれども、万が一もスポットさんがいろいろなことをお考えであるとするならば、これは大変なことが起きると思っておりますので、この辺の事情についてはきちんとした報告ができるようにして、議会に報告を持って来ていただきたい。このところについて、監査役を通じて説明を願うということができるとかどうか、そこだけお伺いします。

○議 長 会計管理者。

○会計管理者 今ほどのスポットの成田取締役の退任の事情ということでございますけれども、退任の際の取締役会での説明では、任期が終了したということのみの説明でございました。そして新しい方については、特に出す予定はないということのみで、そこに何か特段の事情があるというようなお話は全くなかったという状況でございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 16 号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてを終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 11 時 30 分といたします。

〔午前 11 時 12 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 29 分〕

○議 長 日程第 10、第 93 号議案 令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 93 号議案 令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

主な内容としましては、歳出では、民生費で新型コロナの 5 類移行後、医療費が増加傾向であります。医療費助成金に不足が見込まれることから、子ども医療費助成事業費に 3,217

万円を計上したところです。

衛生費では、脱炭素化社会実現に向け、市役所庁舎において太陽光発電パネルの整備と雪冷房システムの導入を行うため、実施設計業務に係る経費を計上したところであります。

農林水産業費では、県営事業の負担金として 1,817 万円を計上したほか、販売が好調な八色しいたけの生産量の増加を支援するため、施設整備の補助金を計上したところであります。

土木費では、国の令和 5 年度補正予算や緊急自然災害防止事業債の追加内示などによりまして、令和 6 年度事業を前倒して行うため、道路橋りょう費に総額 2 億 5,500 万円を計上しました。

消防費では、坂戸市と大規模災害時における避難に関する応援協定を締結したことを踏まえまして、現地に——坂戸市であります、現地に備蓄を確保しておくために必要な経費を計上したところです。また、FMの難聴対策としまして、施設整備補助金に 1,200 万円を計上しました。

教育費では、国の令和 5 年度当初予算の追加内示によりまして、小学校のエアコン整備や城内小学校のグラウンド改修工事費、蕨神小学校のトイレ改修工事などに必要経費を計上し、教育環境の充実を図りたいと思います。

歳入では、普通交付税の交付額の確定により 7,307 万円を追加し、臨時財政対策債を 8,990 万円減額したところであります。

国庫補助金では、国の補正などにより、社会資本整備総合交付金など道路関連補助金に総額 1 億 4,002 万円、学校施設環境改善交付金に総額 1 億 111 万円を計上しました。

収支差額につきましては、財政調整基金を繰り入れて対応することとしまして、2 億円を計上しております。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 9 億 7,563 万 8,000 円を追加し、総額を 385 億 3,235 万 8,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第 93 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。

12、13 ページをお願いいたします。2 の歳入です。最初の表、9 款 2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る固定資産税の軽減措置に対する減収分の交付であります。

2 番目の表、10 款 1 項 1 目地方交付税。説明欄、普通交付税は、交付額確定による追加でございます。

3 番目の表、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金。説明欄、障がい者自立支援給付費国庫負担金は、施設への入所者、グループホームの利用者の減に伴う事業費の減額によるものです。

最後の表、14 款 2 項国庫補助金、1 段目、1 目総務費国庫補助金。説明欄 1 行目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードへの氏名ローマ字表記に係るもの、及び戸籍・戸籍附票への読み仮名表記に係るシステム改修費への補助。2 行目、地方創生推進交付金は、補助金名称の変更による組替えのため皆減です。3 行目、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）は、今ほどの地方創生推進交付金の組替えのほか、6 月補正で議決いただきましたマッチボックス事業、及び事業承継事業が、新たに地域再生計画に認定されたことによる追加交付分でございます。4 行目、デジタル基盤改革支援補助金は、事業費確定による減額。

2 段目、2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費国庫補助金。説明欄 1 行目、地域生活支援事業等国庫補助金は、相談支援事業の令和 5 年度消費税分。2 行目、障がい者自立支援給付支払等システム事業国庫補助金は、システム改修に係る補助。2 分の 1 補助でございます。

2 節児童福祉費国庫補助金。説明欄、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金（ひとり親世帯分）は、対象児童数が、当初見込みより多くなったための追加分でございます。これは 10 分の 10 です。

3 段目、5 目土木費国庫補助金。説明欄 1 行目、2 行目、及び 4 行目の補助金につきましては、国の補正に関連した追加分で令和 6 年度に予定していた事業を前倒して実施するもの。3 行目の地方創生道整備推進交付金は、令和 5 年度追加要望で交付されたもので、市道宇津野川端線の改良に係るもの。

14、15 ページをお願いいたします。最初の表、14 款 2 項 7 目教育費国庫補助金、1 節小学校費国庫補助金。説明欄 1 行目、学校施設環境改善交付金（大規模改造）3 分の 1 は、国の令和 5 年度追加配分により交付されたもので、特別教室のエアコン整備、体育館の LED 化、城内小学校のグラウンド改修、藪神小学校のトイレ改修などに係るもので、3 分の 1 補助。2 行目の大規模改造 2 分の 1 は、車椅子利用の児童の階段昇降機の設置に係るもの。

2 節中学校費国庫補助金は、小学校費国庫補助金と同じく、国の令和 5 年度追加配分により交付されたもので、六日町中学校第一体育館の LED 化に係るものです。

3 節特別支援学校費国庫補助金も、同様に令和 5 年度追加配分により交付されたもので、防犯装置の設置に係るもの。

4 節社会教育費国庫補助金は、高齢者対象のスマホ教室開催に係るもの。

2 番目の表、15 款 1 項 1 目民生費県負担金。説明欄 1 行目、障がい者自立支援給付費県負担金 4 分の 1 は、施設への入所者、グループホームの利用者の減に伴う事業費の減額によるもの。2 行目、保険基盤安定県負担金（後期高齢保険料軽減分）4 分の 3 は、額の確定に伴う減額。

3 番目の表、15 款 2 項県補助金。1 段目、1 目総務費県補助金は、移住支援金の増額に伴うもの。

2 段目、2 目民生費県補助金は、相談支援事業の令和 5 年度消費税分。

3 段目、4 目農林水産業費県補助金。1 節農業費県補助金は、事業箇所が変更になりました。

て増工となったためです。10分の10です。

2節林業費県補助金。説明欄1行目、県単きのこ王国支援事業補助金2分の1は、しいたけの全自動計量ラインの整備に係るもの。2分の1のこれはトンネル補助でございます。2行目、合板・製材・集成材国際競争力強化対策事業補助金は、しいたけハウス16棟の整備に係るもの。これも2分の1でトンネル補助でございます。

最後の表、17款1項寄附金、1目一般寄附金は、記載の団体からの寄附。

16、17ページをお願いいたします。最初の表、2目指定寄附金。説明欄1行目、指定寄附金は、1名の方からの寄附。2行目、企業版ふるさと納税寄附金は、記載の企業等からの企業版ふるさと納税による寄附。

2番目の表、18款2項基金繰入金。1段目、1目財政調整基金繰入金は、財源調整によるもの。

2段目、3目国際交流及び文化・スポーツ基金繰入金は、中学生海外派遣事業参加負担金の財源充当の変更によるもの。

3段目、6目ふるさと応援活用基金繰入金は、事業の追加等によるもの。

最後の表、20款4項5目、1節湯沢町広域行政受託事業収入は、説明欄記載の事業の令和4年度事業費確定による精算でございます。

18、19ページをお願いいたします。20款5項2目雑入、2節雑入（民生）です。説明欄、過年度国県補助金等返還金（保育分）は、子ども・子育て支援交付金に係る民間保育園——むいかまちこども園です——から事業内容の精査による令和3年度事業費の返還金。

9節雑入（教育）。説明欄、中学生海外派遣事業参加負担金は、参加人数確定による増額。

最後の表、21款1項市債。1段目、3目農林水産業債、1節農業債。説明欄、土地改良事業債は、県営土地改良事業の事業費変更に伴い、増額となるもの。これは充当率が90%、交付税措置率が20%です。

2節緊急自然災害防止対策事業債は、林道高石中ノ又線の改良のための調査設計に係るもの。充当率100%、交付税措置率が70%。

2段目、4目土木債、1節道路橋りょう債。説明欄、地方道路交付金事業債は、社会資本整備総合交付金等の国の補正に関連した追加分に伴い、前倒しで実施する工事に対する起債の増。補正予算債で充当率が100%、交付税措置率が50%でございます。

3節緊急自然災害防止対策事業債は、市道の消融雪施設の改修工事に係るもの。充当率が100%、交付税措置率が70%。

4節自然災害防止事業債は、財源更正の見直しによる減額。

5節公共災害関連事業債は、市野江地区の急傾斜地崩壊対策事業（県事業）の市町村負担金に係るものです。令和5年度事業分としましては、2,500万円に対する市負担が5%です。充当率が90%、交付税措置率が20%です。

3段目、5目消防債。説明欄、緊急防災・減災事業債は、二日町体育館の耐震補強・改修工事設計に係るもの。充当率が100%、交付税措置率が70%です。

4 段目、6 目教育債、2 節小学校債。これは、特別教室のエアコン整備、体育館の LED 化、藪神小学校のトイレ改修、及び赤石小学校の階段昇降機の設置に係るもの。充当率が 90%、交付税措置率が 60%。

3 節中学校債は、六日町中学校第一体育館の LED 化に係るものです。充当率が 90%、交付税措置率が 60%。

4 節特別支援学校債は、防犯装置の整備に係るもの。充当率が 90%、交付税措置率が 60% でございます。

5 段目、7 目臨時財政対策債は、令和 5 年度発行可能額確定に伴う減額でございます。

以上が、歳入の補正です。

続きまして、20、21 ページをお願いいたします。3、歳出、最初の表、1 款 1 項 1 目議会費。説明欄 1、職員費は、人事異動、及び給与改定に伴う増。

2 番目の表、2 款 1 項総務管理費。1 段目、1 目一般管理費、及び 2 段目、3 目電算対策事業費は、財源更正の変更によるもの。

3 段目、7 目企画費。説明欄 12、移住・定住促進事業費は、移住支援金の対象者世帯の増見込みによるもの。また、県の要綱改正に合わせまして、令和 5 年 4 月 1 日以降に移住した世帯への子ども加算を、30 万円から 100 万円への増額内容も加味してございます。

説明欄 16、企画補助・負担金事業。1 行目、18、国際大学支援補助金は、これまで年単位——1 月から 12 月です。これで計上していたものを、年度単位——4 月から翌年 3 月とするため、令和 5 年 1 月 1 日から 3 月 31 日の寄附に対するものを追加。2 行目、18、ほくほく線安全輸送設備等整備事業補助金は、物価高騰や工事工法の変更などによりまして事業費が増額したため、補助額を増額するものでございます。出資比率に応じて補助です。3 行目、18、北越急行安定経営緊急支援事業支援金は、県及び沿線市町とともに電力価格の高騰分を支援するもので、新潟県が 6 分の 5、沿線市町 6 分の 1 で、沿線市町の出資比率に応じ補助。

4 段目、9 目バス運行対策費は、財源更正の変更によるもの。

最後の表、2 款 2 項徴税费、2 目賦課徴収費。説明欄 2、賦課徴収管理費は、市税の還付が当初見込みより増えたことによるもの。

22、23 ページをお願いします。最初の表、2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費。説明欄 3、戸籍住基システム管理費は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修に係るもの。

説明欄 4、証明書コンビニ交付事業費は、コンビニ交付証明書に係る J-LIS への手数料で、上半期の実績から不足する分を計上するもの。

2 番目の表、3 款 1 項社会福祉費。1 段目、1 目社会福祉総務費。説明欄 6、国民健康保険対策費（特別会計繰出金）は、人事異動に伴う人件費の減によるもの。

2 段目、2 目心身障がい福祉費。説明欄 1、心身障がい福祉一般経費は、令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修に係るもの。

説明欄 5、障がい者自立支援事業費は、施設の入所者、及び利用者の減少に伴う減額。

説明欄 6、障がい者地域生活支援事業費は、相談支援事業に係る委託料については消費税非課税であると認識されてきましたが、令和 5 年 10 月 4 日付厚生労働省通知で、当該事業は社会福祉法上の社会福祉事業には該当しないため、消費税課税対象である。こういった旨の通知が発出されたことから、委託先である南魚沼福祉会に対し、消費税納税義務が生じたことによる対応でございます。1 行目、12、地域活動支援センター委託料は、令和 5 年度の消費税分。2 行目、21、補填金は、過去 5 年度分——平成 30 年度から令和 4 年度ですが、これの消費税、及び延滞税。

3 段目、3 目老人福祉費。説明欄 7、介護保険対策費（特別会計繰出金）は、介護報酬改定等に伴うシステム改修、及び令和 4 年度湯沢町負担金の精算に伴う事務費の繰り出し。

説明欄 11、後期高齢者医療対策費は、説明欄記載の 2 つの負担金につきまして、令和 5 年度の負担額が確定したことによるもの。

説明欄 12、後期高齢者医療対策費（特別会計繰出金）。1 行目、27、人件費は、給与改定に伴う増額分の繰り出し。2 行目、27、保健基盤安定繰出金は、額の確定に伴うもの。

4 段目、8 目老人ホーム魚沼荘管理運営費は、財源更正の変更によるもの。

24、25 ページをお願いいたします。最初の表、3 款 2 項児童福祉費。1 段目、1 目子育て支援費（児童福祉総務費）。説明欄 1、職員費は、当初見込みより育休取得者が増加したことによるもの。

説明欄 3、ほのぼの広場事業費は、療養教室のクラスを増やしたことによりまして、配置職員が増えたことによるものです。

説明欄 4、ファミリーサポートセンター事業費は、利用者数が増加していることから、不足が見込まれるための追加分です。

説明欄 5、子ども医療費助成事業費は、医療費が大幅に増加しており、不足が見込まれることから増額するもの。コロナ 5 類移行によりまして、受診控えがなくなった影響と推測をしております。

2 段目、2 目児童措置費。説明欄 4、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、対象者の増加によるもの。歳入も同額計上でございます。

3 段目、3 目児童福祉施設費。説明欄 1、常設保育園管理運営費。1 行目、10、修繕料は、今後の暖房機器などの緊急な修繕があった場合に不足が見込まれるための追加でございます。2 行目、22、過年度国県補助金等返還金は、民間保育園——むいかまちこども園から事業内容の精査による令和 3 年度事業費の返還金が発生したことによるもの。

説明欄 2、常設保育園保育費は、先ほど 1 目で説明の、ほのぼの広場事業に、配置替えしたことによる減額です。

2 番目の表、4 款 2 項、1 段目、1 目環境衛生費。説明欄 6、新エネルギー等普及促進事業費は、本庁舎敷地内に太陽光発電パネル、及び本庁舎南分館に雪冷房システムを導入するために係る委託料です。

説明欄 8、有害鳥獣対策事業費は、県が主体のライフル射撃場整備に係る、設計変更、及

び資材高騰に伴う事業費の増額によりまして、負担金が増加したものの。

2 段目、2 目斎場管理費は、財源更正の変更。

26、27 ページをお願いいたします。最初の表、4 款 3 項清掃費。3 目し尿塵芥処理施設費は、財源更正の変更。

2 番目の表、5 款 1 項 1 目労働諸費は、給与改定により、不足が生じる見込みのため。

最後の表、6 款 1 項農業費。1 段目、2 目農業総務費は、財源更正の変更。

2 段目、5 目農地費。説明欄 4、土地改良事業費は、防災重点農業用ため池に係る施工箇所の変更による増額。これは 10 分の 10 の補助です。後山 1 号から 3 号の 3 か所から、寺尾、栃窪峠下 1 号、岩之下 2 号の 3 か所へ変更でございます。

説明欄 6、県営事業負担金は、記載の 7 つの負担金につきまして、それぞれ県の事業費の変更に伴う負担金の増減です。

28、29 ページをお願いいたします。最初の表、6 款 2 項林業費。1 段目、2 目林業振興費。説明欄 9、合板・製材・集成材国際競争力強化対策事業費は、しいたけ栽培ハウス 16 棟を整備するための補助金で、みなみ魚沼農協が事業主体。いわゆるトンネル補助で、総事業費 3 億 5,360 万円、2 分の 1 補助。

説明欄 10、きのこ王国支援事業費は、しいたけ生産の基盤整備を図るため、全自動計量ラインを整備するための補助金で、これもみなみ魚沼農協が事業主体。こちらについてもトンネル補助です。総事業費が 1,800 万円、2 分の 1 補助。

2 段目、3 目林道事業費は、財源更正の変更。

2 番目の表、7 款 1 項商工費。1 段目、1 目商工総務費は、人事異動、及び給与改定によりそれぞれ不足が見込まれるため。

2 段目、2 目商工業振興費は、財源更正の変更。

最後の表、8 款 2 項道路橋りょう費。1 段目、2 目道路橋りょう維持管理費。説明欄 2、道路橋りょう維持補修事業費は、国の補正に伴う令和 6 年度事業の前倒し。1 行目、14、舗装工事費は、二日町川窪線の舗装打ち換えを行うもの。2 行目、14、道路橋りょう修繕工事費は、坂戸橋、及び新平手川橋の修繕。

2 段目、3 目道路橋りょう除雪事業費。説明欄 4、消融雪施設維持管理事業費。1 行目、14、消融雪施設修繕工事費は、緊急自然災害防止対策事業債の追加内示を受けて行うもので、必要箇所の修繕を行うもの。2 行目、14、消融雪施設工事費は、国の補正に伴う前倒しで、市道 3 路線の削井工事を行うもの。上原藤原線、一村尾 13 号線、樋渡 2 号線でございます。

説明欄 5、消融雪施設新設改良事業費も、国の補正に伴う前倒し工事で、一国道東線の削井、及びメーンパイプ新設工事でございます。

3 段目、4 目道路橋りょう新設改良費。説明欄 1、道路新設改良事業費は、これも国の令和 5 年度当初予算の追加と国の補正の前倒しでございます。

1 行目、14、市道改良工事費は、宇津野川端線の改良に係る四十日川橋の上部工事を行うためのもの、及び市道 2 路線——上原藤原線と旭町上町線の改良に係るもの。

2行目、16、土地購入費、及び30、31ページに移りまして、1行目、21、物件補償費は、宇津野川端線に係るものは、翌年度で行うために減額しておりまして、また、上原藤原線の前倒し事業に係るものを新規計上してございます。

説明欄2、街路新設改良事業費は、こちらも国の補正に伴う前倒しです。市道新沖上線の改良です。

2番目の表、8款3項河川費、1目河川総務費。説明欄4、河川補助・負担金事業は、県で行っています市野江甲地区の急傾斜地崩壊対策事業の市町村負担金で、総事業費2,500万円の5%。

3番目の表、8款4項都市計画費、1目都市計画総務費、及び最後の表、8款5項住宅費、1目住宅管理費は、説明欄記載の職員費におきまして、人事異動及び給与改定により、それぞれ不足が見込まれるため。

32、33ページをお願いいたします。最初の表、9款1項消防費。1段目、1目常備消防費は、財源更正の変更。

2段目、3目防災費。説明欄1、防災一般経費は、坂戸市との大規模災害時における避難に関する応援協定に基づきまして、坂戸市内の倉庫に災害用備蓄食品を保管するために必要な経費。1行目、10、消耗品費は、一般備品購入費への組替え。2行目、12、各種業務委託料は、坂戸市内の倉庫に、災害備蓄食品——これは玄米と水です——及び保冷庫を配置する業務委託でございます。3行目、17、一般備品購入費は、備蓄用玄米のための精米機。

説明欄4、緊急時情報伝達事業費は、FMゆきぐにの難聴地域解消を図るためのもので、1行目、13、SNS連携システム使用料は、後山・辻又地区の住民に対しまして、防災メール・SNS連携のシステムから、緊急情報を固定電話に自動音声として架電する機能を追加するための経費でございます。これは全世帯でございます。2行目、18、FMゆきぐに設備整備補助金は、五十沢地区におきまして、受信状況が悪いことから、五十沢小学校にアンテナを設置するための補助金を計上するもの。

2番目の表、10款1項1目教育委員会費。説明欄1、教育委員会一般経費は、国際交流及び文化・スポーツ基金への積立金で、海外派遣事業参加者の負担金のほか、指定寄附金などを積み立てるもの。

最後の表、10款2項小学校費。1段目、2目小学校教育運営費。説明欄1、小学校管理一般経費。1行目、10、修繕料は、上田小学校の地下タンクについて、定期点検によりまして漏えいが発見されたことから、厳冬期を迎える前に修繕を行うもの。2行目、14、施設改修工事費は、令和6年度の新入生の就学状況が確定したことによりまして、赤石小学校、中之島小学校、浦佐小学校の3校で施設の改修が必要になったためでございます。赤石小学校には車椅子利用の児童が就学予定で、階段昇降機を設置。中之島小学校では医療的ケア児が就学予定で、温水器を設置。浦佐小学校では1クラス増で、教室が不足することから、屋外プレハブを設置し通級指導教室を移設でございます。

2段目、3目小学校整備費は、国の令和5年度予算の追加配分を受け、令和6年度予定の

事業を前倒しで実施するもの。説明欄 1、小学校施設等整備事業費は、市内 7 つの小学校の特別教室のエアコンを設置するもの。浦佐、大崎、藪神、城内、おおまき、上田、塩沢の各小学校でございます。

説明欄 2、小学校大規模改造事業費は、城内小学校のグラウンド改修に係るもので、表土改良と排水機能の向上を行うもの。

3 段目、4 目ふるさと応援活用基金事業費。こちらも国の令和 5 年度予算の追加配分。令和 6 年度予定の事業を前倒しで実施です。説明欄 2、小学校エアコン更新事業費は、市内 6 つの小学校の特別教室のエアコンを更新するものです。浦佐、後山、藪神、栃窪、塩沢、中之島の各小学校。

説明欄 3、小学校トイレ改修事業費は、藪神小学校のトイレを洋式化に改修するためのもの。

34、35 ページをお願いいたします。説明欄 4、小学校体育館照明 LED 化改修事業費は、市内 4 つの小学校の体育館照明を LED 化するもの。藪神、赤石、三用、五十沢の各小学校。

2 番目の表、10 款 3 項中学校費です。1 段目、2 目中学校教育運営費。説明欄 1、中学校管理一般経費は、六日町中学校体育館の放送設備の故障修繕などによるもの。

2 段目、4 目ふるさと応援活用基金事業費。説明欄 3、中学校体育館照明 LED 化改修事業費は、国の令和 5 年度予算の追加で、令和 6 年度予定の事業を前倒しで実施です。六日町中学校第一体育館の照明を LED 化するものです。

3 番目の表、10 款 4 項特別支援学校費。1 段目、2 目特別支援学校運営費。説明欄 1、特別支援学校管理一般経費です。1 行目、10、修繕料は、教室天井のファンコイルの修繕、及び照明の修繕に係るもの。2 行目、11、電話料は、関係機関——医療機関等です——との連絡が増えたために不足が見込まれることによるもの。

2 段目、4 目特別支援学校整備費。説明欄 1、特別支援学校施設等整備事業費は、防犯対策のため、インターホン、及び電子錠を設置するための経費。

最後の表、10 款 5 項社会教育費。2 目公民館費。説明欄 1、公民館運営一般経費は、だんぼの部屋に配置の会計年度任用職員の時間外勤務が当初見込みより増えたため、不足分の追加。

説明欄 3、学びの郷事業費は、次の 36、37 ページにかけまして、講座の拡充を図るため、講師謝礼が不足するのためのものです。

36、37 ページ、最初の表、2 段目、3 目図書館費。説明欄 1、図書館管理運営費は、ショッピングセンターララの共用部分におきまして、各種修繕工事を行ったことによる負担金の追加分です。

2 番目の表、10 款 6 項保健体育費。2 目体育施設費。説明欄 4、体育施設整備事業費、1 行目、12、実施設計業務委託料は、二日町体育館の耐震補強・改修工事、及び大原運動公園のテニスコートクラブハウスの建築のための委託料でございます。2 行目、12、アスベスト分析調査委託料は、二日町体育館の調査に係るもの。

説明欄 5、ディスプレイ改修整備事業費は、温水器から温水を送るための三方弁から水漏れが発生していることの修繕でございます。

最後の表、14 款 1 項 1 目予備費。今後の突発的な修繕、あるいは除雪稼働等に対応するために増額するものです。

なお、9 月定例会で報告以降の予備費充用額につきましては、11 月 24 日までで、18 件、2,474 万円であります。主な内容を申し上げます。大崎農業会館のエアコンが故障したことから、修繕工事に 174 万円。残暑が続く見込みでありまして、各種行事に支障を来すと判断し、使用しました。

上の原揚水機場 1 号ポンプが故障したことから、修繕工事に 242 万円。農業用水、及び消雪用水として利用されているポンプでありまして、降雪前に修繕する必要があると判断したものでございます。

市税還付金に 248 万円。当初想定していたよりも、還付が多くなっているため予算不足が生じたもので、早急に還付をする必要があるためです。

塩沢庁舎北棟の日影規制違反の是正のための調査委託料 326 万円。来年度当初予算に補償費等を計上するために、早急に金額を確定させる必要があるためでございます。

次が、今夏の異常気象に伴う農業用水の渇水対策のために 991 万円。高温・少雨の影響で農業用水が渇水し、水稻をはじめとする農作物の生育に甚大な影響をもたらしていることから、早急に対策を講じる必要があると判断したものでございます。主なものは、以上でございます。

続いて、7 ページをお願いいたします。第 2 表の債務負担行為補正でございます。1 段目、市制 20 周年記念事業については、令和 6 年度に市制施行 20 周年を迎えることから、記念事業を予定しておりますが、令和 5 年度中から準備行為を行うために新規に設定するものであります。

2 段目、通学バス運行事業につきましては、運行開始の 1 か月前までに、運行計画等を陸運局に届出をしますと、基準の約 3 割減で契約ができる制度がございまして、令和 6 年度の業務を、債務負担行為により令和 6 年 2 月中の入札としたいものであります。

3 段目、南魚沼市給付型奨学金（令和 5 年度募集分）。本年 6 月議会で基金条例を制定しまして、給付型の奨学金制度を創設したものでございます。この奨学金制度におきまして、令和 6 年度から進学する生徒に対して、本年度中に決定通知書を通知する必要があるものでございます。

続いて、8 ページをお願いいたします。第 3 表、地方債補正でございます。

歳入の説明で申し上げました 7 つの起債におきまして、事業費の変更や対象事業の追加等によるもの、及び臨時財政対策債の減額によるもので、表最下段の合計で、補正前の限度額から、1 億 8,140 万円を増額し、17 億 1,830 万円としたいものでございます。

以上で、第 93 号議案の詳細説明を終わります。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。再開を 13 時 20 分といたします。

[午後0時05分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時20分]

○議 長 質疑を行います。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 25ページの新エネルギー等普及促進事業費の1点ですけれども、新エネルギーを使ってまちづくりをしようということは理解しています。理解している中で、普及促進の事業費で雪冷房を南分館につくるところだと思えるのですけれども、この後、それを皮切りにどのような普及をさせていく計画があるのか、それをご説明ください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今年の夏の実験をさせてもらった、あの辺でもそうなのですから、やはり庁舎のほうには多くの方が来場されます。そういった方に特にこの市内の、遠くではなくて、市内にいらっしゃる方に実際に雪を使って夏の冷熱エネルギーとして使えるのだということを直に目で見てもらえる、展示的な意味合いも大きいかと思えます。そうした中で、ここで今回設計費で上げさせてもらっているのは、毎年つくる雪山がありますが、それを動かすことなく、それをそのまま取っておけば、南分館を計画していますけれども、そちらの冷房補助として効果があるのではないかということに向けて、細かな設計をしたいという内容になっております。よろしくをお願いします。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。

そうしたら、1点またちょっと聞きたいのですけれども、南分館の雪山を動かさないで、市民にその存在を知ってもらいたい。であれば、建設して運用し始めたら、当然市民向けの何か環境教育とか、そういったものもソフトウエアとして計画しているのか。それもお聞かせください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 そうしたところにぜひ使いたいと思っています。細かいところは、まだまだこれからでして、実際入れようとしているのが、保健課の事務室内なものですから、多くの人に事務室内にというのもまた、そういうわけにも行かないかもしれませんので、どういったお見せの仕方がいい形になるかというのは、これからまた研究させていただきます。

[「終わります」と叫ぶ者あり]

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 37ページの中ほどです。1点だけお願いします。大原のテニスコートのクラブハウスということで、大変ありがたい決断をしていただいたと思っております。この工事の進捗等、スケジュール等、決まっている部分がありましたらお聞かせください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 工事の進捗ですが、設計してからというふうに具体的には考えておりますけ

れども、来年度着工できたら、したいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 4 点お願いします。まず 17 ページですけれども、企業版ふるさと納税寄附金の関係です。これは当初予算に石打丸山の進入路の関係で企業版ふるさと納税の歳入がありましたけれども、この関係なのか。前々から問題になっています無電柱化の関連なのか。もしくは全くこれらとは関係ないのかというところを教えてくださいたいと思います。

これも分からないところで聞きづらいのですけれども、23 ページです。障がい者地域生活支援事業費の中の 12 節、21 節は関連すると思うのですけれども、このところの委託料と補填金の関係です。消費税の関係だということですが、多分説明の中では、相談事業は課税対象になるというようなことで、それらの分、そしてまた過去の分ということだったと思うのです。相談事業が課税対象なのか。私の認識だと、例えば社会福祉法や消費税法——全部見たわけではないのであれなので、比べると、相談業務は非課税かなというふうな受け止めましたのですけれども、そこら辺もう少し詳しく教えてくださいたいと思います。

3 点目です。先ほど話が出ました、25 ページの新エネルギーの普及促進事業の関係ですけれども、内容は分かりました。内容は分かりましたが、令和 4 年度、本庁舎の冷房状況の調査や分析を多分この事業費でやっていると思うのです。パンフレットを作るとかそういうのもあったと思うのですけれども、その結果というのは公表されていたのかというところをちょっと聞いてみたい。

そして、先ほど 8 番議員のほうから今後のことについて話がありました。地球温暖化対策実行計画というのが今年、来年あたりで多分つくるのですけれども、その辺との関連性といえますか、そこら辺を見てあるのかというところを、これが 3 点目です。

そしてもう一点ですけれども、33 ページ。一番下に小学校エアコン更新事業があるのですけれども、小学校のエアコン設置というのは、私の記憶のあれだと最近、暑い夏に迎えてエアコンを設置したと思うのです。更新ということは買い換えるのですけれども、金額的にも多くなるのですが、これは何年更新になっているのかというところだけですけれども、お願いします。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 17 ページ、企業版ふるさと納税寄附金についてです。今回、補正で計上されている寄附、こちらは全て無電柱化事業に充てられた寄附であります。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 消費税の件であります。消費税の件ですけれども、これは総務部長からも説明がありましたとおり、10 月 4 日付、障がい者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等についてという通知が発せられまして、障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号、これを根拠として市町村が行う障がい者相談支援事業については、社会福祉法第 2 条第 2 項及び第 3 項の各号にいずれも該当しないということで通達が来ておりまして、そういうことであり

ます。事業が3つあるのですが、そのうちの1つが該当しないということで通知が来ております。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 3点目です。昨年実施した庁舎の冷房の関係の調査ですが、特に公表といたしますか、内部的な検討でしたので、公表するとかしないとかというものではないです。内部的な検討に終わりました。最初は、本庁舎本館のほうに補助的に使えないかというところで、今の冷房システムとかにどういうアタッチメントといたしますか、どういう加工をすれば入っていけるかというところの検討だったのですけれども、それが結論からするとなかなか難しいということで、その分は本庁舎本館はちょっと無理だということで諦めに至ったというか、そういうところがあります。

あと、今やろうとしていることが、実行計画のほうへの整合といたしますか、そういうところもあるのですが、今回一緒に計上しています太陽光の関係もあるのです。それらとも実行計画を今策定中ですが、その中で新エネルギー、あるいは再生可能エネルギーを使っていけないことには、庁舎の事務系での削減の目標達成は難しいだろうというほうに今向かいつつありますので、可能な限り再エネを導入するという中での一環ということになりますので、計画に沿った一部になっていると思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 33 ページの小学校のエアコン更新事業費のこととございます。どのエアコンが何年というののはちょっと難しいですけれども、おおむね20年程度経過したエアコンで、生産中止になった冷媒ガスを使用しているエアコンの更新を行うもので、6校で37室を予定しております。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 分かったところから言いますけれども、一番最後のエアコンの関係、最近替えたのではなくて、昔からということで、分かりました。

そしてもう一つは23ページのところで、私が社会福祉法の読み違いだったかもしれませんが、そういう通達が来ているのであれば、これは課税対象になるという通知が来て、それに沿った形ということですので、これは分かりました。

企業版ふるさと納税の関係ですけれども、これは全部無電柱化の関係だということ。これは9月議会だかに大変問題になりまして、公費が入るではないかというようなことで、できるだけふるさと納税を進めるという多分回答だったと思うのです。それでふるさと納税が入ったのだと思いますけれども、まだ不足分といたしますか、そこら辺がどのくらいあるのかというところを、教えていただきたいと思います。

そして、もう一つ。新エネルギーの関係ですけれども、分かりました。分かりましたが、最後に地球温暖化対策実行計画の中の整合性ということですのですけれども、それに沿ったような形で進めるのだという部長の答弁ですが、まだこれはできていない計画です。その方向性はそ

ういうふうなことですけれども、そこら辺の——先ほど8番議員のほうからもあったように、そこら辺の先の見通しをきちんと立てた中で、私はこの雪冷房というのを非常に活用できるのであればしてもらいたいのですが、そういう中で進めないといけないのではないかと思うので、もう一度そこだけお願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 無電柱化の件です。あとどのくらい不足するかということですが、実際まだ工事費の変更が出ていなくて確定ではないのですけれども、1,000万円程度とうちののほうは認識しております。

以上です。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 新エネルギーの部分の質問になります。先ほど部長が答弁したとおり、今年度、地球温暖化対策実行計画の事務事業編を策定しています。今年度中に策定になります。その中でいろいろな公共施設の部分のCO₂削減の目標値を今定めている作業をしているところであります。それに基づいた中で、どの施設、まず市役所自らが取り組むものということで進めています。まだ皆様のほうにお示しをしている段階ではありませんが、今後の環境審議会におきまして素案を提示したり、意見を求めながら今年度完成をしてやっていきます。それができてからとなりますと、またやはり1年遅れてくるというようなこともあります。そういったところを並行した中で進めています。時期が来ましたら、きちんと皆様のほうにお示しをして、こういう方向性で進んでいくということをお示ししたいと思っていますし、それに基づいて今進めているところです。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2点お願いいたします。まず24、25ページ、新エネルギー普及促進事業のところでは先ほど部長の答弁の中で市が取り組むことがアピールになるという話もありました。やはりアピールするとなると、そこに直接来てもらって、体感してもらうことも重要だと思っておりますけれども、例えば南分館の中でそういうことを体感できるスペースを設けるとか、そういった考えがあるかどうか、そこら辺をお願いいたします。

それと32、33ページの緊急時情報伝達事業費のほうで、FMゆきぐに設備整備補助金です。これをやったことによって、どの程度効果が上がると考えていらっしゃるのか。そしてまた、ほかにも難聴地域というのはあると思うのですけれども、今後これを全体的に緊急情報を伝達するためにも、FMゆきぐにさんと提携しているわけですけれども、それをどういうふうに広げていくか。計画があるようだったら教えていただきたいと思っております。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 全くここでの議論を通して……やはりせっきやく市のアピールですので、多くの方に——今回テントの関係もそうでしたが、やはり実際入って見てもらおうと、とても

涼しいという声をたくさん聞きましたので、そういったことが体感できるような場所を設けていければと思います。事務室だけでなく、もう少し広がりを持っていて一般の方でも出入りができたり、そこにまたいろいろな事柄を展示できたりというような場所を取れるかどうか、また設計してまいりたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 FMの関係でございますが、エリアとして、地区として難聴地区というのはこれでクリアされるという考えです。それは元となるのが、FMゆきぐにさんのほうの技術部門のほうで、難聴地区の調査結果によるものが出ておまして、それによると今の補正で上げます五十沢地区がそのエリアとしては、ということで、そこを解消しようというものです。あとはですから、大きなエリアではなくて、個々のお宅ということが出てくるかと思えます。それはあるのではないかなと思いますが、それは今回上がっています、もう一つの架電の、電話のほうです。そういったものなどでフォローしていこうというような考えですので、ご質問の計画性はどうかということころは、今回でエリアとしての部分は完了になるのではないかと。我々の情報もそこを得たものが全てであります。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1番目、エネルギー促進、ぜひやっていただきたいというので、頑張ってもらいたいと思います。その中で展示もいいのですけれども、例えば子供連れのお母さんとか——大体8月とか暑いときです。そのときに私も実際テントで展示しているのを見に行ったとき、やはり暑い中子供たちが公園のところにいるのですけれども、そういう子供たちが暑い中ちょっと入れるような、それくらいのところにしてもらおうと、やはり子供のときからそういうのを体験すれば、考え方もだんだん変わってくると思います。ぜひそういう方面でもやってもらいたいと思いますけれども、その辺のことについて一言お願いします。

それと、エリアとしては完成ということですが、なかなか個人宅というか、集落によってはやはり入りにくい地域もあるものですから、そういうところはやはりこれからも情報を収集していただいて、本当に必要があるのだったら、そういうのをやっていってもらえば、より緊急時の情報伝達に幅が出るというか、なりますので、その辺をもう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 防災の視点は、幾つもの複数のネットワークといいますか、情報発信というところが非常に重要であって、1つだけ駄目だからもう情報が行かないということではなく、そういった複数を目指しているところでもあります。議員のおっしゃるとおり、個々のお宅というところになりますと、今ほど言いました今回、後山・辻又のほうへ整備しますが、そういったものとか、あるいはSNS、LINEとか、そういったものの複数での情報発信というふうに、引き続きそれを目指していきたいと思います。

以上です。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 大平議員の8月の暑いときに公園に来る子供たちの、というところになります。今年度は実証実験をして、来年度いよいよ調査にという形で、それなりの雪をためてやります。ただ、そこにある雪の量がどのくらい——今計算上、庁舎のほうで使う分ということで計算していくところではありますが、そこに雪があるということで、やはり子供たちも興味を持ったりすると思いますし、雪に興味を持ってもらうことは大事なことだと思っています。今年と同じようなああいっただ施設を造るというのは、やはり難しい面もありますが、何らかの方法でそういった雪のエネルギーに触れるというか、体感できるようなところは事業を進める中で考えていければと思っています。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 若干補足しますと、やはり南分館ですとちょっと離れていますので、例えば雪山がある付近とか、あとはこちらの本庁舎の出入口だとか、いろいろなところに案内板ではないですけども設けたり、そういったところに誘導しながらスペースが取ればいかなと思っていますので、そのように考えてまいりたいと思っています。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 すみません。私の質問の仕方が悪かったと思うのですがけれども、去年みたいにテントを立てるというわけではなくて、そういうのではなくて、そういうところで遊んでいた子供たちがいたから、それをうまく誘導してということなので、部長の答弁でよろしいので、ぜひ頑張っていたきたいと思っています。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1点だけお伺いさせていただきます。15ページの上のほう、社会教育費の国庫補助金の件で、金額は少ないのでありますけれども、情報通信技術講習事業費補助金であります。歳入のほうに入っておりますけれども、歳出を見ますと出てきていないのであります。これは高齢者に——私も前々から言っているDX。市長も今日所信表明でおっしゃったように、市民の利便性向上のために、書かない、待たない、来ない窓口という、そういう一環の一つだと私も思うし、今いかに福祉向上という部分で高齢者の方がこの部分につまずいているというか、しているかと思うのですが、これが支出の部分で出てきていないというのはどういうことなのか。お伺いさせていただきますと思っています。

○議 長 教育部長。

○教育部長 歳入の15ページ、一番上の表、社会教育費国庫補助金の情報通信技術講習事業費補助金15万1,000円でございますが、歳出の部分につきましては、37ページ、一番上段の各種学級講座講師謝礼7万8,000円でございます。既に当初予算で7万3,000円を予算化しておりますので、補助で入ってくる分、15万1,000円の差額分をここに計上させていただいたということでございます。内容につきましては、高齢者のスマホ教室を3回ほど開催したいもので、最終的には市の防災メールの登録などに結びつけて、利用者が見ていただけ

るような環境づくりをしていきたいと考えております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 私の見方が悪くて申し訳ございませんでした。学級講座ということでありますので、今おっしゃったように3回ということでございますけれども、私もそういう通信のそういう会社のほうへ行くと、かなり多くの高齢者の方が「これはどういうふうにするのだ」と。ほんの初歩的な方、私のような人間があまりにも多くいる。よく国で言っている支援員というような考え方、そういうふうなことも一歩前へ進んで、総務文教委員会のほうで視察に行ったときにそういう部分が報告されています。そういう部分の兼ね合い、今後の方向で3回やっていいというような部分ではないかと思えます。細かくこれから今後計画していくかと思うのですけれども、その3回というものはどのような形で今計画されているのか、具体的にお聞かせください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 3回とも内容は一緒です。高齢者の方、都合によって3回のうちのどこかに申し込んでいただいて、受講していただくというような内容のものでございます。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4点ほどお願いいたします。25 ページの有害鳥獣対策費、負担金 86 万円ですけれども、県内にライフル射撃場設置で設計変更と資材高騰のためということでありました。実際に多分、巻町に新設される 150 メートルの射撃場ではないかと思えますけれども、ここを実際に利用しようという南魚沼市の猟友会のメンバーということの、そこら辺の話を聞いて何名くらい利用するという事なのかをお答え願いたい。

それから、31 ページの市道改良工事、市道沖上線の 2,000 万円であります。あそこが通り抜けできませんという看板を立てて、あそこに入ってこないようにということで今やっていますけれども、この 2,000 万円はあれですか、令和 6 年度分の前倒しで何かを実施してということなのか。それとも工事的に追加が出たということなのか、お聞かせ願いたい。

それから、33 ページの防災一般経費 32 万円。坂戸市と例の防災の大変大きい協定を結んだときの備品を入れる倉庫並びに一般の備品ということでしたが、玄米と水ということでありました。玄米というと、どのくらいの量をどのくらいの場所に……白米ではなくて玄米といったところがちょっと解せないなと思いましたので、説明をお願いします。

同じページの小学校大規模改造、グラウンド改修工事費 8,917 万円。城内小学校のグラウンドでありますけれども、表土、それから排水ということです。これから冬場に向かうわけでありますので、これはまるきり令和 6 年度の前倒しでやって、実際は令和 5 年度にはもう無理で、来年度に実施していくのだという方向でやるとすると、表土と排水ということになると、相当水はけの悪いところなのでしょうけれども、これは 8,917 万円という非常に細かな数字が出ているので、これで大体大丈夫なのだろうということなのかをお聞かせ願いたい。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 負担金の関係です。西蒲区の巻のほうにできますが、そちらでどれくら

い利用するかということでもあります。現在、猟友会実施隊員のメンバーのうちライフル所持者が大体 26 人ということで、3 割弱の方がライフルを持っています。これまでは新潟県のほうにライフル射撃場がなかったということで、長瀬のほうと群馬のほうのところに行っていましたので、県内にできることによって、ほとんどの方が県内で使われるのではないかと想定していますし、そういうことからこの協議会が立ち上がって事業を進めてきているので、そういうふうになるかと思っております。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 新沖上線の件でございますけれども、国の令和 5 年度の補正予算ということで、令和 6 年度の前倒しということでございます。

以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 3 点目の防災一般経費の件です。まず、各種業務委託料 32 万 7,000 円の内訳ですけれども、玄米が合わせて 180 キログラムで 8 万 4,600 円、それからそれを炊くための水ということで南魚沼のおいしい湧き水、こちらが 2 リットルの 6 本入りのケースを 20 ケース、それに玄米用の保冷庫が 16 万 9,000 円ほどで、それに送料が入りまして、合わせて全体で 32 万 7,000 円となっております。

なぜ玄米かということですが、坂戸市のほうと話し合いをしていく中で、今 J A さんや何かで精米した商品がいろいろあるのですけれども、いずれも賞味期限が 2 か月から 3 か月ということで、非常に賞味期限が短いということです。どうしたものかということで、今回最終的には玄米とさせてもらったのですが、一般備品購入費の 14 万 7,000 円が精米機になっていまして、これで精米してもらって使用するという形です。災害時、電源どうするのだということについては、自家発電機で坂戸市さんのほうは十分対応できるというようなことで、賞味期限を踏まえたということ。

あと、この米を毎年入れ替えることになるのですけれども、そのときに古くなった米は社会福祉協議会さんですとか、いろいろな形でまた有効活用してもらいたいということで、精米して賞味期限が切れたものとなると、なかなか有効活用も難しいだろうということで、最終的には玄米にさせていただいたということです。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 33 ページ、小学校費の工事請負費、グラウンド改修工事費でございますが、城内小学校のグラウンドの改修工事でございますが、おっしゃるとおり今年度の施行はちょっと難しいので、来年度に繰り越して、適切な時期に事業を行いたいと考えております。

また、金額につきましては、令和 4 年度に大巻小学校のグラウンド改修を行いました。それと同じような方法を考えておりまして、その施工方法などを基に算出した金額となっております。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 点だけ、ライフル射撃場のほうですけれども、実際のライフル所有者の考え方ですと、ライフルを実際に駆除に利用する、あるいは猟期に入る前に、利用する前に必ず練習に行くと。その場合にスコープをのぞいたりするので、新潟県がやっている 150 メートルは実は短すぎて、やはり 300 メートルくらいの距離が必要だということも聞いております。そうすると、県がこれだけやるということに文句は言いませんけれども、この設計変更によって、150 メートルから 300 メートルという部分までこれが出るのかどうかと、そこだけお聞かせ願いたい。

○議 長 答弁、保留にしますか。

市民生活部長。

○市民生活部長 すみません。そこら辺のところは今手元の資料で分かりませんので、答弁を保留させていただきます。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 5 点になるかと思うのですけれども、1 点目ですが、まず 25 ページの新エネルギー等普及促進事業費。部長の答弁では、地球温暖化対策の目標値に向けて、本庁舎も太陽光など再エネルギーを使っていかないと達成が難しいだろうと今答弁されていましたけれども、難しいと思われた根拠をお示してください。その根拠の中には恐らく雪を使ったほうがこれくらい二酸化炭素を削減できて、今エアコンでやっているのはこれくらい二酸化炭素を使っているから、そういった算出根拠があるのだと私は願っております。

2 点目です。佐藤議員の質問で、去年は本庁舎でやろうとしたけれども、そちらは諦めた。今回は南分館ということですが、その理由を聞いても分からなかったもので、本庁舎が駄目で南分館だったらいけるだろうと思った理由を教えてください。

3 点目です。17 ページ、歳入の財政調整基金繰入金 2 億円です。部長の説明では財源調整という言葉で片づけられておりましたが、もう少し詳しくどういった財源調整——要するに、こういった緊急的なものが突然必要になったので、この 2 億円が突然必要になったという、そういったことなのかどうか。そこの辺、もう少し教えてください。

4 点目です。同じページ、ふるさと応援活用基金繰入金 4,170 万円も、これも当初予算では考えられなかった何か起きて、突然これが必要になったのかどうかということを教えてください。

5 点目です。29 ページのきのこのことですが、1 億 7,600 万円という結構大きな額ですが、これは突然——当初予算では分からなくて、こういった補助金が突然出てきてやる、このタイミングでやることになった経緯みたいなもの、もう少し何かあれば教えてください。

以上、5 点になります。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 点目の計画との整合の関係で、私のほうの言葉が足らずに、佐藤議員の答弁の中で課長から答えてもらいましたが、地球温暖化対策の実行計画の事務事業編が現

在策定中で、まだ途中ですので、根拠を示せと今言われても、その数値的な根拠を今ここに持ってはおりません。二酸化炭素を減らす——今私どもがここで普通に使っているのは、例えばA重油ですとか電気、そういったものを購入して使っておりますが、そういった市の事務事業の中で使っている二酸化炭素を46%以上減らしていくには、大きく買ってくるエネルギーを別の再生可能なものに替えていくか、自ら生み出すか、削減するか、そういった中の組合せでやるしかないのです。それをせずに、削減といっても今LED化も進めてきておりますし、大幅に減らすことは難しい。

そういった中で、できるところで再生可能エネルギー——太陽光ですとかが大きいと思うのですけれども、そういうものに精力的に取り組んでいかないと達成が難しいだろうというか、今途中経過ですけれども、数字的なそういうのを内部的に私どもも見ておりますので、どこか——この本庁舎に入れるのを筆頭に、ほかの例えば多くの学校施設ですとか、保育園ですとか、遊休地ですとか、そういったところにも進めていく計画になる予定になっております。ですので、私の言葉が過ぎたかもしれません。公表がまだですので、策定前ですけれども、そういった計画に沿っているような話をしてしまいましたが、方向的にはそういうふうには持っていかないと達成が難しいだろうということを、私が感じております。

2つ目。本庁舎が駄目で、南分館ならいいのだというその根拠というお話です。本庁舎のほうの冷房・暖房の仕組みは、エネルギー棟にある大きな機械から集中的にやっている施設になっておりまして、そこへ途中に何かをかませて全体を制御しながら使っていくということが、実際その設備をやっている業者さんなどとの協議から、非常にそれが難しいのだということ。無理といえますか、お金を山ほどかければできるのかもしれませんが、それでは目指したい目的と違いますので、そういったことは選択肢から外したという意味合いになります。

では、南分館のほうがなぜいいのかといえますと、そのすぐ隣に平常的に毎年雪山を築き——雪山をつくっているわけではないですけれども、雪山を築いているということと、そこからの距離が極めて近いということと、恐らく改造費が少なくて済むだろうという見込みから、そちらを計画しているということになります。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 3点目の財政調整基金繰入金と4点目のふるさと応援活用基金繰入金についてご説明します。財政調整基金の繰入れにつきましては、それぞれ今回歳出に計上した事業、いっぱいありますが、国県の支出金や有利な起債とかを充てて事業を進めることにしておりますが、それでもなお不足する部分につきまして、財源調整として充てさせていただいたものであります。

ふるさと応援活用基金事業につきましては、5年間の中でこの事業を進めますというので経過が決まっておりますが、その中で予定しておりました小学校のエアコン更新、トイレ、あとLED、こちらにつきまして、令和6年度以降にする予定だったものが国の補助がつい

たということで、その補助と起債を活用し、残額をふるさと応援活用基金を入れることで財政的にも有利になると判断して繰り入れたものでございます。

以上です。

○議 長 農林課長。

○農林課長 それでは、5点目のきのこのハウスの関係についてご説明させていただきます。JAさんのほうでは、当初の段階でしいたけのハウスの建設に当たって、国の補助事業の活用を検討してきていましたが、当初の段階では国の補助事業を見込めないということで断念しておりました。それがここに来た段階で、補正予算で何とか見込めるのではないかとということで、今回補正で上げさせていただいたところであります。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1点目のエネルギーの関係です。これまでたくさん勉強会とかいろいろやられてきた中で、いまだにまだ雪でやったほうが、今のやっているものよりも二酸化炭素とか、そういった意味で有益性があるという根拠的な部分が出ていない中で、なぜここをこうやってまた進め続けるのかが分からないので、もう一度。これから何か広げていく予定というか、それでも有益性がある確信があって広げていくなら分かるけれども、それが無いのになぜこれをやるのか、もう一度説明いただけますか。

2点目はいいのですけれども、3点目の財政調整基金について再質問します。不足する部分があったということですが、要するに不足する部分というのは、大きな事業——道路事業とか学校の事業とか、そういったインフラ系とか、そちら系のものが不足しているから、この2億円が出るということになるのではないかと私は勝手に見た中で思っているのです。令和元年の市民のアンケート調査では、高齢者福祉とか子育てに力を入れてほしいという市民の声がある中で、道路とかこういったものに2億円を出そうと思った理由を教えてください。

4点目はいいとして、5点目のきのこの話です。補正でつくことに、補正でできそうになったという今の答弁が分からなかったですけれども、すみません。何で補正でできるのか。国の事業ですよ、これ。国の事業が突然出てきてできるようになったのか。よく分からない。もう一度すみません、お願いします。分からなかったのです。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 雪を使うことに有益性がないのということでしたけれども、私どもも有益性がないとは思っておりませんで、有益性があると思っているので進めているところであります。

以上です。

○議 長 農林課長。

○農林課長 きのこのハウスの補正の関係ですけれども、こちらは年末に近づいてきた中で、国の予算に余裕が出てきたということでもあります。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今回、普通建設事業の関係——道路とかそういったのでつけておりますが、国から追加で予算がつかしました。補助金がもらえます。その裏に起債も充てられます。かなり有利に事業を進められるというようなことで行ったものでございます。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 最後の財政課長の答弁に補足ですけれども、議員は、今突然道路事業とか小学校、中学校事業に使われたとお思いなのかもしれませんが、実施計画の計画にのっってハードの部分も登載されておまして、その上で先ほど財政課長が申し上げた有利な国からの交付金補助も来る、起債も適用させる。その上で不足の部分起債充当だという流れでございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 すみません。エネルギーに関して、私の質問の仕方がよくなかったのか…有益性がないと断言したつもりは全くなかった、すみませんでした。有益性があるのかどうか分からない中で何で進めるのかという質問だったのですけれども、先ほど部長が有益性があるとおっしゃいました。それは何かしらの数値とか、データでバックアップされているものかどうかということをお聞きしたかったのですけれども、それを最後お願いいたします。

2点目はオーケーで、財政調整基金の2億円に関してです。有益性がある——要するに国からいろいろ出るから、このプロジェクトをやれば、持ち出しが最小限抑えられるタイミングが来たから2億円を出すという私の理解なのですけれども、それよりも、もしかしたら福祉とか子育てとかに市民はボンと2億円を使ってもらいたいという声があるかもしれない中で、こちらのほうがいいのだと思われた、決断された理由を教えてください。

最後、きのこですけれども、JAを通すのは、直接やってもいいかなと。きのこ農家に直接やってもいいかなと。JAを通す理由を教えてください、最後お願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 根拠ということですが、ある雪、冷たい雪があれば、そのまま冷たいまま使えますので、何よりの根拠だと思います。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 建設部のほうでも長期計画等を持っているかと思うのですが、その中で年度ごとに国のほうへ要望していると。それが採択になったと。このチャンスを逃すわけにいかないということで、議員が言われるようないわゆるソフト部門とハード部門の選択ではなくて、今回はそういった国庫補助のほうがあるので、それを適用させるということでありまして。当初予算においては、当然、市長の令和6年度の予算方針にのっってソフト部門がどう、

ハード部門がどうというふうなやり方をするかと思いますが、今回の補正についてはそういったような内容でございます。

以上です。

○議 長 農林課長。

○農林課長 こちらのしいたけのハウスにつきましては、事業主体はJAであります。JAさんがしいたけ組合の農家さんにリースをする形で、しいたけの経営をやっていただきます。しいたけのハウスは非常に高価なものですので、JAからのリースを予定しているということでもあります。

以上です。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 21ページ、1点だけお願いします。移住・定住の促進で補正がかかりました。UIターンでこちらに来ていただく方が増えているという、この補助金が増えることは非常にいいことだと思っています。実際、待機者といいますか、帰ってきて、こういう補助金をいただきたいと言っているような方がどれくらい今いるのか。

それと、今後、例えばもっと増えてきて、この予算では間に合わなくなった場合は、また再度補正なり、専決でそういう受入れを促進していくという考えがあるかないか、教えていただきたいと思います。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 今現在ですが、交付金といいますか、支援金を支給した方ですが、既に支給した方は5世帯、合計13名の方が支給済み。今後、支給予定の方が3世帯で、7名いらっしゃいます。

非常に今年、移住相談も多くて、たくさんの方が要望されておりますが、今回こちらの補正が通った際には、この3件で取りあえず締めまして、それ以降の方は4月以降に応募していただきたいと考えております。

以上です。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 4月以降ということなので、それでも受け入れていきますと。来年に繰り越してというか、今年度来ても、来年度でも面倒を見て大丈夫ですというような話で、来られた方には言うという理解でよろしいですか。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 議員おっしゃるとおり、今後、要望された方は全て受け入れたいと考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 ここで、先ほど議席番号14番・寺口友彦君に対し保留していた答弁について、環境交通課長から発言を求められておりますので、これを許します。

環境交通課長。

○環境交通課長 先ほどの距離の部分ではありますが、当初から 150 メートルの設計で、その変更ではなく、今回の変更は安全面のために地下通路を造るということに伴う負担増です。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 93 号議案 令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 7 号）に反対の立場で討論に参加させていただきます。

雪があるのは冷たい、それは当然であるということですが、部長の答弁ですけれども、それはもう当然です。雪があつて、その中にテントをつくれば涼しくなる。もちろん当然です。私たちがここで聞かなければならないのは、そのやり方が、今のやり方よりも有益性があるかどうかというのをしっかりしたデータを持ってやらないと、ここにかけられた税金が無駄になってしまうかもしれないので、しっかりしたデータを出して——これまでいろいろな勉強会をやってきました。

雪を運ぶ、雪を貯蔵する、何エネルギーとか、雪を運んだりする場合はそのときのエネルギーとか代金とか、いろいろなのが考えられると思いますけれども、そういったのをいろいろ計算されてやっていただいたほうが、より市民に効果のある税金の使い道になるのではないかと思います。私が地域を回っている感触を申し上げますと、南分館に雪山を残して冷房をつくるのに税金を使うよりも、80 歳、90 歳の独り暮らしのご家庭の玄関前に積もった雪を、魚沼市がやっているように雪除雪援助をするのに税金を使ったほうが市民はより喜ぶ、より有益性が高い。確実に有益性が高いと私は思います。

2 点目です。財政調整基金 2 億円です。貯金を 2 億円出すわけです。家庭から貯金を 2 億円出すときに一言で、財源調整の一言で終わらせるのではなくて、2 億円を出すわけです。結構強い決断です。そこをもう少し出してください、説明のときに。2 億円を出して、こうやって市民に還元するのだというのを出していただきたい。

やはり高齢者福祉とか子育てにもっと出してほしいのです。何か道路とかそういうのも大事でしょうけれども、市民のアンケートにはそういうふうには出ていないので、もう少し説明があつて——2 億円というのは結構な額ですから。これがあれば水道料金もかなり下げられるだろうし、いろいろなことに使えます。なので、もう少しこの 2 億円の使い道に関しては、私は納得ができなかったもので、その部分も反対です。

きのこはよく分からなかったです。突然 1 億 7,000 万円ではないですか。きのこは、確かに大事だし、地域活性化策としてはいいと思います。ただ、当初予算になかったのが突然 1

億7,000万円出てきたので、もう少し何か説明があったらよかったです。

以上、そういった理由から、今回の予算案には反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、第93号議案 令和5年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号）に、賛成の立場で討論をしたいと思います。

私は市役所の仕事というのは一つずつの積み上げだと思います。いろいろな要望を聞いて、そしてその中でできることもあれば、できないこともある。時期が悪いこともあれば、いいこともある。その一つ一つの積み上げをしっかりと聞いて、今まで予算化しているのだと思います。

私、本当にこれをこの場で言うのもあれかなと思ったのですが、例えば市役所は当初予算を組みます、そして補正予算——今回も補正予算です。では例えばほかのこと、市の事業というか、市内でいろいろなイベントをしています。例えばグルメマラソンにしる、グルメライドにしる、一つ一つの積み重ねで、この地域、このエイドでは何する、ここの給水所では何する、その積み重ねで一つ一つ、一人一人がみんな力を合わせてやっていると思います。その中で私は、例えば1つのエイドが駄目だったから、全体が駄目だというのは私はどうなのか。みんな例えばグルメライドにしる、グルメマラソンにしる、1つのエイドが例えばちょっとミスがあっても、大きく、しっかりとこの会はよかったということで大会とかは成り立っていると思います。市の事業も同じだと思います。

何回も言いますがけれども、例えば道路の除雪——道をよくするとかでも、やはり皆さんが聞いているのは、消雪パイプが出なくなったというのは、地域にとっては非常に問題です。そこに住んでいる人たちにはすごい問題なのです。それをどうやっていくのかも一つのことだと思いますし、それが自分が……私も要望したことあります。ここにいる人は、例えば下雪除雪というのを要望した方というのは大勢いると思います。私は何回も聞いています。そういう中で、私はやはり市の予算、このように一つ一つの積み重ね、そして今回は本当に素晴らしい予算だと思います。胸を張ってこれを賛成していきたいと思います。

ぜひ、令和5年度12月、もう師走が迫りますけれども、また冬が、雪が降るか降らないか本当に不安もありますけれども、市民が暮らしやすく、そして市民が元気になる予算ということで、私はこの補正予算、賛成していきます。皆さんの賛成をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 93 号議案 令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 7 号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 93 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 94 号議案 令和 5 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 94 号議案 令和 5 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、保険給付費のうち高額療養費の増額及び人事異動に伴う職員給与費の減額などによるものであります。

主な内容としましては、歳出では、高額療養費に 3,500 万円を増加、一般管理費を 326 万 3,000 円減額するものであります。その財源として、歳入の県補助金に 3,635 万円を増額し、他会計繰入金を 461 万 3,000 円減額するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 3,173 万 7,000 円を追加し、総額を 55 億 7,573 万 7,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、市民生活部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、決定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、詳細の説明をさせていただきます。

事項別明細書で説明をいたします。8 ページ、9 ページの歳入からお願いいたします。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金。説明欄、普通交付金 3,500 万円は高額療養費の給付の増加によるものです。特別交付金 135 万円はシステム改修による国特別調整交付金の増額によるものです。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金。説明欄、人件費繰入金 461 万 3,000 円の減は、歳出の職員給与費の補正によるものです。

10 ページ、11 ページをご覧ください。歳出のほうになります。1 款 1 項 1 目一般管理費の説明欄 1 の職員給与費は、国保会計で支弁する職員の異動等によるものと、今後の手当の見込み等を含め、461 万 3,000 円の減です。2 の一般管理費 135 万円の増は、今議会に条例改正を上程しておりますが、令和 6 年 1 月 1 日から施行される産前産後の保険税減額制度への対応に係るシステムの改修費になります。

次の表、2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費は給付実績の増により、年度末までの見込みを含め 3,500 万円の増額としたいものです。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 94 号議案 令和 5 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 95 号議案 令和 5 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 95 号議案 令和 5 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和 5 年度保険料の賦課額及び一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の額の確定による減額などによるものであります。

主な内容としましては、歳入では、被保険者保険料を 803 万 6,000 円減額し、保険基盤安定繰入金を 208 万 4,000 円減額するものであります。

歳出では、これらにより広域連合納付金を 1,012 万円減額するものであります。

以上により、歳入歳出予算からそれぞれ 980 万 2,000 円を減額し、総額を 6 億 2,021 万円としたいものであります。

詳細につきましては、市民生活部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、事項別明細書のほうで詳細をご説明いたします。

8 ページ、9 ページの歳入をお願いいたします。1 款 1 項 1 目被保険者保険料は、令和 5 年度賦課保険料の賦課額の確定に伴い、特別徴収、普通徴収合わせて 803 万 6,000 円の減額です。

3 款 1 項 1 目保険基盤安定繰入金。説明欄、保険料軽減分は、上記の保険料賦課額の確定とともに低所得者等の保険料軽減分の公費負担分である保険基盤安定分が確定したことによ

り、208万4,000円の減額です。

2目その他一般会計繰入金は、人事異動等に伴う人件費繰入金31万8,000円の増です。

10ページ、11ページ、歳出です。1款1項1目一般管理費の1の職員給与費は、人事異動に伴い31万8,000円の増額です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入で説明しました被保険者保険料と、保険基盤安定繰入金の合計額と同額が減額となるもので、1,012万円の減額です。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第95号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第96号議案 令和5年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第96号議案 令和5年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、過年度負担金の確定に伴う精算及びシステム改修費等を計上するものであります。主な内容としましては、歳入では、令和4年度介護認定審査会の湯沢町負担金額の確定に伴う減額、介護報酬改定に伴いますシステム改修事業の国庫補助金の増額、また令和3年度介護給付費の再確定による県負担金の追加交付額を計上しています。

歳出では、システム改修業務委託料、令和3年度介護保険給付費の再確定処理による国への返還金を計上するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ1,471万6,000円を追加し、総額を72億3,525万3,000円としたいものであります。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第96号議案 令和5年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

事項別明細で説明いたしますので、議案書の8ページ、9ページをご覧ください。歳入になります。最初の表、2款1項1目認定審査会負担金。説明欄、湯沢町委託負担金は、令和4年度の介護認定審査会費に対する湯沢町負担金の精算金確定による減額になります。

次の表、4款2項6目介護保険事業費補助金。説明欄、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業補助金は、令和6年度の介護報酬改定に対応するシステム改修費の補助金で2分の1補助になります。

次の表、6款1項1目介護給付費負担金。説明欄、過年度分精算金は、令和3年度の介護給付費負担金の基本額に誤りがあったため、これを修正し、追加交付を受けるものであります。

続きまして、8款1項4目その他一般会計繰入金。説明欄、1行目、事務費繰入金(介護保険係)につきましては、システム改修費の国庫補助金の補助残。2行目、(介護認定係)につきましては、2款の湯沢町負担金が減額になった不足分を一般会計繰入金で負担するものです。

以上が歳入の内容になります。

続きまして、10、11ページをお願いいたします。歳出になりますが、最初の表、1款1項1目一般管理費。説明欄、2の運営費は、令和6年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料になります。

次の表、4款1項3目償還金。説明欄1、国庫支出金等過年度分返還金は、歳入で説明いたしました令和3年度の介護給付費負担金の基本額に誤りがあったため、これを修正し、国に返還をするものです。以上が歳出の内容になります。

補正予算の説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2点お願いします。9ページの一般会計繰入金、事務費繰入金は、これは一般会計の――すみません、これは私の勉強不足かもしれない。補正予算には特に書かれていないのです。歳出には出ていないということで……システムがよく分からなかった。私の勉強不足ですすみません。

2点目ですけれども、11ページの返還金は、記載ミスというのは、具体的にどういった記載をミスしてこういうふうになったのか。もう少し説明いただけますか、すみません。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 事務費繰入金になりますけれども、一般会計のほうにも計上させていただいていると思いましたが……。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほど可決していただきました補正予算 23 ページ、3 款 1 項 3 目の介護保険対策費（特別会計繰出金）、同額 217 万 7,000 円とございます。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 もう一点、誤りの件でありますけれども、こちらにつきましては、介護保険の給付費負担金。施設のサービス分とその他分に区分して、返済金等の収入があればそれを差し引いた額に対して区分ごとの負担割合を乗じて計算するというような、そういうルールがあるのですけれども、それにつきまして内容を誤っていたということで、国の分と県の分が行き違いになったような形になっておりますので、県からの繰入れをいただき、そのまま国に返還するという内容になっております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 96 号議案 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 96 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 97 号議案 令和 5 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 97 号議案であります。令和 5 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員給与費等の減額及び老朽施設の修繕工事費の不足額の追加計上、並びに工事完了を受けた消費税に係る補助金の返還額を増額したいものであります。

収益的支出に、職員給与費等の減、配水及び給水費の工事費増を調整して、不足となる所要額、1,965 万 5,000 円を営業費用に追加計上しています。

資本的支出に、職員給与費等の減額分と、国県補助金返還金の追加分を調整し、支出合計は 22 万 4,000 円減額をいたしました。これにより、資本的収支において、収入が支出に対し

て不足をする額 10 億 4,099 万 5,000 円を 10 億 4,077 万 1,000 円に改めるものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 97 号議案 令和 5 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 119 号議案 工事請負変更契約の締結について（庁除工第 1 号 旧五日町小学校解体工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 119 号議案につきまして、ご説明申し上げます。本議案は、令和 5 年第 1 回臨時会、5 月 15 日に議決いただきました、旧五日町小学校解体工事につきまして、変更契約を締結する必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページ、1、契約の名称は、庁除工第 1 号 旧五日町小学校解体工事であります。

2、契約金額は、（1）変更前、1 億 8,480 万円、（2）変更後、1 億 9,598 万 2,600 円、（3）変更の増、1,118 万 2,600 円であります。変更増となる金額は、変更前の金額の 6.05% で、かつ 1,000 万円を超えております。市長の専決事項として指定された範囲を超えていることから、議会の議決をお願いするものでございます。

3、契約の相手方は、新潟ガービッチ・桐生建材特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

3 ページからが、建設工事請負変更仮契約書（第 2 回）であります。本件、変更契約は第 2 回目でありまして、令和 5 年 9 月 28 日付の第 1 回目の変更契約で、工事期間を 180 日間から 230 日間に変更したことによりまして、2、工事完成期限は、令和 5 年 12 月 30 日であります。

6、7ページは、工事変更概要であります。3、変更の内容で、変更部分を表にまとめてございます。

4、変更の理由です、主なもの。校舎解体におきまして、屋上防水の防水シートへのアスベスト付着・混入判明による解体仕様の変更、及び発生材処理数量の追加。プール解体において、プール被覆シートとプールコンクリートの間に塗料があることが判明し、コンクリート処理に塗料の剥離が必要なため、塗料剥離作業の追加。外構解体におきまして、地元からの石碑、石像の残置要望により、撤去の取りやめ。整地工事における建物解体後の地盤下がり高と、グランド部との高さ調整のため、購入土量の追加などであります。

以上、第119号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけお聞きします。屋上解体のときにアスベストが出てきたということですが、これは事前に分らなかったのでしょうか。その1点をお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今ほどご説明しましたように、屋上防水のアスベストが出てきたということではなくて、コンクリートの躯体の上にアスファルトルーフィング——防水のアスファルトですけれども、その中にはアスベストが入っていることは、当初設計で確認済みです。その上のシート、アスファルトシートがございしますが、それに付着しているのではないかといいところがあったのですが、それを実際除去を始めたところ、やはり付着しているということが分かりました。アスベストが新たに出てきたということではなく、先ほど言いましたアスファルトルーフィングにアスベストがあるのは分かっていた。それがその上のシートに付着しているかどうか分らなかったが、その付着が確認されたので、解体仕様の変更をした、ということでございます。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 分かりました。ということは、ある程度あることは分かっていたわけなので、そうなれば安全な面で考えれば、最初からやはりそれにきちんとできる工法に変えておいたほうがよかったのではないかと、私も思ってしまうのですけれども、今さら言ってもしょうがないですが。今後はこういうことがあったら、やはり値段も変わってしまうので、きちんと安全なやり方を考慮するというのを考えていっていただきたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 これも設計委託した設計者さんのほうで想定範囲といいますが、議員おっしゃるとおり、最初からそういう工法にしておくのも手かもしれませんが、逆にそうしておいてうまく剥離できたということになりますと変更減ということで、またそれも、というこ

とです。今回はそういうことで、うまく剥離もできるだろうというふうに踏んで発注しましたが、結果はそうではなかったということでございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2点。まず、石碑、石像の撤去を取りやめるということですが、これは別に減額の理由になっているのですが、そもそも事前にこういうことは地元の人たちと話し合っただけでなかったのかをもう少し聞きたいのです。

2点目です。6ページの変更の理由で、最後から2番目の行、解体材の発生数量が当初設計と変更となったため数量を変更するというのは、数量が増えるということですか。もう少しこの部分を説明いただけますか。

最後のその他ですけれども、設計と現地状況の相違などによる各種増額・減額。この増額の部分をもう少し詳しく説明いただけますか。お願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目の石碑、石像の件についてお答えいたします。当初、こちらのほうでは石碑、石像につきましては、撤去ということで説明していたつもりでしたが、その後もう一回工事に入る際に住民説明会を行いました。その際の要望で、石碑、石像につきましては、ぜひ残していただきたいというようなご要望がありましたので、残したというようなことでございます。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 解体材の発生関係ですけれども、これが種別的には20種別ございまして、例えばコンクリートですと、有筋、無筋から始まって2次製品とか、木くず、それも生木とか雪囲い等ボード、石膏ボードなど、20種別あります。その中で増なのか、減なのかという問いですけれども、増になるものもあれば減になるものもあります。その工種——校舎、体育館、プール、付属施設、外構など、それぞれで増減がございます。例えばコンクリートの関係ですと、コンクリート型で、有筋、無筋、2次製品とあるのですが、その総トータルでトン数ですが、139.3トン増となっています。これが当初設計の2.3%の増ということで、数量的にはそれが主なものかと思えます。

それから、資料6ページのその他のところ、これは共通費等の変更と書いてございます。主な変更内容です。共通費です。共通費というものが、工事の場合、共通仮設費とか、現場管理費とか、一般管理費などがあるのですが、それらは設計額によりまして、増減がございます。そういう意味で変更の理由欄にその他、設計と現地状況の相違などによる各種増額・減額というのはそういう意味でございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 石材の件です。解体費用はできるだけ抑えようと思って計画を組むと思う

のですけれども、できるだけ抑えようと思えば、当然石材は取り壊さないほうが安上がりになるわけですから、最初にこちらが撤去と……住民が撤去したいと実際思っていないのにこちらが撤去と説明していたその部分を、もう少し何かあればよろしくお願いします。

2点目の共通費の変更で、設計によって現場管理費などが変わってくるためというふうに総務部長は言っていましたけれども、今回要するに設計がいろいろ変わったことによって、現場管理費に影響が出たということなのかと推測したのですが、もう少し——180万円ですからそれなりの額ですので、どういった……現場管理の何がどういうふうになるのか、もう少し分かるようにお願いします。すみません。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目の石碑の関係です。最初は先ほども申しあげましたように、取り壊しを予定しておりました。これは当然、全体を更地にしたほうが有効活用できるというような判断であったわけですが、立っている場所が土地の端のほうということもあり、残しておいても残りの土地で有効活用ができるというようなことで総合的に判断した結果であります。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 これは工事費の組立ての中のお話なのですが、今回、建築の解体という、道路工事なども同じような成り立ちになっているのですけれども、直接工事費というのが積み上げ積算によって出てきます。その金額によって率計上で共通仮設費やら現場管理費やら一般管理費などが、直接工事費に対しての率によって幾らという積算の仕方になっています。その内容がどうのということではありません。

例えば、その内容が影響するものは道路工事などで、誘導員などの直接仮設といいますか、人工代が出るものについては、それがそのものなのですけれども、今回の共通費の部分は金額掛ける率、その率が金額によって決まってくる。それを掛けて積算するという内容でございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 最後の共通費等の変更です。道路工事の誘導の人とかの関係で共通費というふうに今おっしゃいましたけれども、だからこの1番から8番の増える中でそういったものがよりかかるような工事設計に変わったと、そういうことでよろしいのですか。すみません。

○議 長 総務部長。

○総務部長 積算によって今ほどの変更のいろいろ申しあげましたが、それがトータル的に増になるわけです、直接工事費が。そうしますと、その金額によって共通仮設費や現場管理費などが率によって決まっています。この額だとこの率、この額だとこの率と。今回増額ですけれども、逆に減額になるとその率が下がるわけです。そうすると共通仮設費が下がりますというような内容になるわけなので、その金額に応じての率を掛けての積算という

こととございます。これは建設工事は、建設部の道路工事など、消雪パイプなど、ほとんどそういった組立てになってございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 119 号議案 工事請負変更契約の締結について（庁除工第 1 号 旧五日町小学校解体工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

○議 長 本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 119 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 98 号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 98 号議案についてご説明申し上げます。本議案は地方自治法の一部を改正する法律が、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、関連する 3 つの条例の一部改正を行うものです。

改正内容は、地方自治法に、公金事務の取扱いに関する規定が追加されるため、現行の第 243 条の 2 の 2、職員の賠償責任が 6 条繰り下がり、第 243 条の 2 の 8 となることから、当該規定を引用している、南魚沼市監査委員条例、南魚沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例につきまして、例規の条ずれを改めるものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 1 条関係は、南魚沼市監査委員条例の一部改正です。下線部のとおり、現行の第 243 条の 2 の 2 を、改正案のとおり第 243 条の 2 の 8 とするものです。その下の表、第 2 条関係は、南魚沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正です。第 1 条と同様に、下線部のとおり、現行の第 243 条の 2 の 2 第 8 項を、第 243 条の 2 の 8 第 8 項に改正するものでございます。

めくっていただきまして、第 3 条関係は、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部

改正です。前2条と同様に、第243条の2の2第8項を、第243条の2の8第8項に改正するものです。

戻っていただきまして、1ページの議案書の最下段、附則としまして、施行期日を令和6年4月1日からとしたいものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第98号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、第99号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第99号議案につきまして、ご説明申し上げます。今回の改正は、南魚沼市議会議員の報酬額につきまして、本年11月7日に開催しました、南魚沼市特別職報酬等審議会における答申内容に基づき引き上げ、また、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布され、国家公務員特別職の期末手当が引き上げられ、これに倣い、期末手当を引き上げることににつきまして、所要の改正をお願いするものでございます。

改正内容といたしましては、報酬月額につきまして審議会の答申額となるように改定するもので、現行額を、0.31%または0.33%の引上げ。期末手当につきましては、国家公務員特別職の期末手当改正に倣い、年間の支給月数を0.10月分引き上げるものでございます。

3ページ、新旧対照表をお願いします。第2条中、報酬月額につきまして、議長は392,000円から393,200円に、1,200円の引上げ、副議長は322,000円から323,000円に、1,000円の引上げ、常任委員長、議会運営委員長、議員は305,000円から306,000円に、1,000円、それぞれ引き上げたいものでございます。

第5条では、6月と12月に支給される期末手当の額をそれぞれ100分の5引き上げ、支給率を年間3.25月から3.35月に引き上げたいものでございます。なお、この引き上げによる影響額につきましては、合わせて年間118万円ほどになると試算してございます。

1ページに戻りまして、附則により、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 全部で5点になると思うのです。まず、南魚沼市特別職報酬等審議会委員名簿というものを議会事務局を通して請求させてもらいましたけれども、委員名簿が会長の名前以外は黒塗りされております。ほかの自治体はこの委員名簿はウェブサイトで完全に公開されて、誰が入っているのかというのがしっかり公開されているのですけれども、これを黒塗りとされて非公開とする理由をまず教えてください。

2点目です。この委員会の会長ですけれども、以前、市議会議員をやっていた方が会長をされておりますが、自治体によっては、議員はここの委員に入ってはいけないと。この方は議員ではないので全然いいのですけれども、前の議員の方が入られる、会長としてここに入られるということは、どういった経緯で――事務局からの提案でなったのか、この方たちが決めてなったのかということをお知らせください。

3番目です。このメンバーには行政区長さんとか、男女共同参画推進委員会の方とかが入って、市とそれなりの関係が深い方が入っているのかなというふうな印象があるのですけれども、どういうふうな基準でこの委員を決められたのか、3点目にお尋ねします。

4点目です。当然そういう答申があったからこういう提案をされているというのは分かるのですけれども、皆さんは議場で私たちのパフォーマンスをずっと見ておられますが、私たちのパフォーマンス、私たちの議員活動を見られている中で、これは上げたほうが良いと思われた理由を教えてください。

最後です。この改正案ですが、議会運営委員会の開催前に、議会事務局のほうにこういった改正案をするみたいなことをお知らせとかしましたか。最後5点目、お尋ねします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 順番が前後しますが、2番目の会長を委員の方々がどうやって決めたかという……これは特別職の報酬等審議会条例というものがございまして、その中の第4条「会長」で、審議会に会長を置き、委員の互選により定めるとあります。このとおりでございます。

以上です。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 まず、1番目の委員名簿が黒塗りの理由ということですが、このたび資料提供のご依頼をいただきまして、そういう形で、会長さん、審議会の委員の方のみ

公開といたしますか、黒塗りではない状態で提供させていただいたところです。

その理由といたしましては、市議のほうがお話しされたように、各種委員の方、それから区長さんが委員のほうに今回なっていておまして、その際に情報公開条例のほうも確認しながら提供させていただいたところですが、第6条の第4号（イ）の事務事業の円滑な執行に支障が生じるのではないかとということで、今回そういう形で提供させていただいたところになります。

それから、3番目の区長、それから委員の選考の理由ということですが。当市の場合ですと、毎回審議会を開催するたびに委員の方を選考といたしますか、選任させていただきまして審議していただいているのですけれども、毎年、事務局のほうのある一定の基準を持って選定させていただいております。まずは商工会の方が1名、それから農業関連団体の方から1名、それから、その他としまして各委員会の委員1名、それから各地域の行政区長さんを3名で6名を選定させていただきまして、こちらのほうから依頼を申し上げましてなっているということです。

4番目の議員報酬を上げたほうが良いというふうに判断した理由ですけれども、こちらについては、審議会のほうに市長のほうから諮問をいたしまして、そういう答申をいただいたために答申に基づいて今回条例を上程させていただいたところになります。

5番目の議会運営委員会のほうに改正案を提示したかということですが……（「議会事務局」と叫ぶ者あり）失礼しました。そちらのほうは提出していないのではないかと思います。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 4点目の関係で少し補足をさせていただきます。

委員の皆様からお難儀いただいて答申をいただいたところですが、内容的に、本市あるいは県内他市の状況についてとか、現在の社会情勢、本市を取り巻く環境を踏まえて議員活動や行政運営に対する市民の関心の高さを十分認識しながら、というような答申内容になってございます。

また、附帯意見としましては、南魚沼市の社会情勢、財政状況を踏まえて決定したものであるという附帯意見もついてございます。

以上です。

○議長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 まず、会長ですけれども、委員の互選というふうに条例に書かれてあるのです。それはほかの委員会でもそうなのですけれども、事務局から提案する場合と、委員会の人たちが自分たちで話し合っただけで決める場合があるのですが、今回は事務局から提案したのか、委員たちで話し合っただけで決めたのかをお尋ねいたします。

2点目です。黒塗りにした理由として、事務執行に支障が出るというふうにおっしゃいましたけれども、どういった支障が出ると思われたのかお知らせください。

3点目です。委員のメンバーの選定基準が、事務局の基準が商工会、農業関係者、他の審議会の委員と各地域の行政区長というふうに、その基準——どういう基準でこういう枠が設けられたのか、その基準をお知らせください。

最後です。議会事務局のほうに、議会運営委員会の前に提示されたとは思っているのですけれども、それについて事実関係をもう一回、思うではなくて、したかどうかだけ教えてください。お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 全体的に2番目のご質問の再質問ですけれども、やはり先ほど課長が申し上げましたように、そのメンバーの中には例えば区長さん——本当に市民の代表といたしますか、の方で区長さんという方が数名入っていらっしゃると思います。そういった方々が名前など全て公表することによって次の会を開催のときに、区長さんなどが「いや、もう名前も出るから嫌だ、委員にはなりたくない」というような心配、懸念もありますので、自由闊達な意見を出してもらおうということでその部分は黒塗りにしたというようなことでございます。

あとは課長のほうからです。

以上です。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 すみません、5番目の事前に議会事務局のほうに提案をしていたかということですが、私の受け取りが悪くて申し訳ありませんでした。答申をいただいた後、議会事務局さんのほうにも情報提供いたしまして合意をいただいた上で進めさせていただいたものと考えております。

3番目のメンバーの基準についてです。申し訳ないですが、どういう経緯でそういう選考基準を設けたかというのは、はっきりとは分かりませんが、平成22年からそういう形で委員の方を選任しているというところでございます。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 メンバーの基準といたしますか、これも条例に「委員」という見出しが第3条にございまして、その委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命すると。これが基準でございます。

以上です。

〔「会長の選び方」と叫ぶ者あり〕

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 会長の選考をどういう形でしたかということですが、審議会のほうに会長を引き受けたい方という、挙手をしていただいたのですけれども、おらなかったために、事務局の案ということでお示しさせていただきまして、互選をさせていただいたということになります。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 ほかの自治体では、議員がこういう会に入ってはいけないという、明文化されている自治体まであるのですけれども、事務局からあえてこの6人の中から元議員の方を会長に推薦された理由をお答えください。

2 点目です。総務部長が答えた、業務に支障が出る話で名前を公表することで後任が見つからなくなるというのは分かるのですけれども、当然、市長とか議員の報酬を決めるというのは、市民にとって物すごく大事な決定をする人たちの名前が公開されることで、より市政の透明性が高まるという利点もあるわけです。名前を公表することで透明性が上がるという利点がある。その透明性が上がるという利点よりも、後任を見つけることが難しくなるというマイナスのほうが大きくなったという、そういう判断でよろしいかどうかだけお願いします。

3 点目です。事務局の基準——商工会、農業関係者、ほかの委員等、行政区長という基準のことです。平成 22 年からというふうにおっしゃいましたけれども、今でこそ違いますけれども、行政区長さんというのは、数年前までは市から報酬をもらっていたと思うのです。臨時職員なのかは分からないけれども、今でこそ違いますけれども、でも、今も実態は各行政区に判断は任されているけれども、行政区長というのはいくらかの報酬を受け取っていると思うのです。そういった方たちがこういった会に入る、密接な関係にある方たちが、こういう会に入るというのをどういうふうに皆さんで理解されて——平成 22 年からずっと続けているわけですけれども、もう少しいろいろな人たちに入ってもらったほうがいいかなという考えがなかったのかどうかだけお尋ねします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 再々質問の1点目で、会長が元議員さんでいらっしゃる。元ですので、先ほど言いましたように、第3条を繰り返しますが、「その委員は、市の区域内の公共的団体等」ここです。その方が元議員、前議員、それは全く関係のないお話なのかなというような判断でございます。

2 番目の黒塗りの関係で透明性が高まる。私どもは透明性といいますか、先ほどの繰り返しの答弁になりますが、区長さん——「その他住民のうちから」という、この条例にある、ここです。それで区長さん方をお願いするところですが、もし、これがどなたも公表することによって手を挙げていただけない、委員になっていただけないということのほうマイナスなのではないかというふうに捉えております。

3 番目は、そのようなことでしょうか……。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「答弁漏れ」と叫ぶ者あり〕

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 答弁漏れがあったと思うのです。事務局の基準では商工会、農業関係者、

委員、各地域の行政区長という基準があるのですが、それが平成 22 年から続いているわけです。もう少し変えているいろいろな人たちを入れたほうがいいのではないかというふうな考えが及ばなかったのかという部分です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 黒岩議員はそうお考えなのかもしれませんが、我々のほうでは平成 22 年からそういった考えで委員をお願いしてきたというところでございます。

以上です。

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 今までこの議員報酬を引き上げるという議論の中で、必ずと言っていいほど特別職も含め、公務員の給与ないし報酬が上がることで、民間の賃金が上がる可能性があるというようなことは言われていたと思うのです。

今回審議会の中で、1,000 円の引上げによって社会的な効果がどれくらいあるのか、みたいな議論がされたり、これまでの引上げによって実際に市内の賃金が上がったという実例があれば教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 市役所の我々も含めて、特別職が上がることによってその影響というのは少なからず、そのデータを取っているわけではありませんが、先ほど申し上げた公共的団体は市役所のそういった賃金体系とかそういうのもベースにしている一部分もございまして、少なからずアップになればアップというような影響もあるのかなというふうに思います。

また、後で出てきます職員の給与条例の改正などもそうですけれども、今この世の中がコロナで停滞して、経済活動が停滞したのを右肩に少しずつ上げていこうという中で、賃金アップというのが言われているところです。その一助にもなるかというような考えがございします。

委員さんの中にはいろいろな考えがありまして、議論もあったのですが、そういったような考えもあるのかなというところでございます。

以上です。

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。ただ、少し考え方を一旦整理しなければいけないのは、賃金を上げることによって経済が回るのか、それとも経済がきちんと回るようになったから賃金を上げることができるようになったのか。卵が先かニワトリが先かの議論にはなってしまうけれども、今回の、先ほどの総務部長の答弁ですと、確かに市役所の給与が上がることによって消費喚起につながるというのは分かります。人数が人数ですから。

一方で私たち議会 22 人の報酬が 1,000 円程度上がることによって、118 万円が社会に及ぼす影響が審議会の中で議論されていたのか。例えば 118 万円上がることによって、恐らく議員さんたちは 100 万円分くらい社会で使ってくれるだろうみたいな話があれば、それはそれで理解はできる。ただ、審議会がどのような理由で 1,000 円上げたのか。それがコロナから

の停滞——私たちは恐らく 1,000 円上げてもらったところで、それをやった一とうれしがるような人たちはそれほどいないと思っています。それなので、そのあたりの議論があったか。それだけ教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 永井議員がおっしゃるような各論的な細かなところまでの議論はなかったというふうに記憶をしています。包括的な、全体的なその雰囲気の話の中でというようなことをご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 例えば、8 万円上げろとか、10 万円上げろとか、そういうふうな議論はあったかどうか。全国的には議員の成り手が少ないとかそういうふうなものもあったりするわけです、一部の地域では。そういう声はあったかどうか。

○議 長 市長。

○市 長 なるべく、私が言うのはあれですけれども。私は途中で退出するのです。審議になったら私は出ます。最初、どうしても冒頭に私のほうからいろいろな話は毎回させてもらう。私としては、今回のやつは、これは私どもに人事院勧告はないわけなので、市内の全部の経済状況を把握できないのです。何度もここで話をしている。なので、国の準拠でやって、基準を持たなければ、もっと暗黒的な上げ下げになってしまうではないですか。それはできませんから、当市としては長く歴史的に国の上げ下げを見ながら、そこに準拠してきたという経過です。

しかし、私から今回は言わせていただいたのは、今、隣町の南雲湯沢町議長さんが亡くなられましたけれども、非常に全国の会長職として心を砕いたのは、議員歳費というか、議員の給料を上げなければ、この先、本当に議会人がいなくなってしまうかもしれないという議論を、南雲さんがすごくやった。そして全国ではそういう動きがあります。市長会でもその議論はたくさんありますが、このことも委員の皆さんに触れて、お金の話をするのは非常にやりづらいのですけれども、今や前に言われたような、昔は年給などといって、さも議員を 3 期やると物すごくその後が楽になるような、とか言われたではないですか。そういうことは今は全くない状況の中で、若い議員さんたちが例えば志を立ててやった場合、本当に保障がないのです。ということ、やはり委員の皆さんにもお伝えし、いずれかはこちらのほうから給料、議員歳費等の——私としての思いはです。この額ではできませんから。私も経験してきたので、子供を養ってもなかなかいけない。

そういうことも含めて上げるべきではありますが、今回は、ということで話をしています。なので、先ほどの答えになったかどうか分かりませんが、いきなりのそういうことはできませんけれども、しかしそういう本当の議論もしてもらう必要が今出てきているのではないのでしょうか、という話をしました。どう受け取っていただいたかは分かりません。ただ、非常に真摯に受け取ってくださった雰囲気をつかんでおります。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 毎年のようにこういう類いの議案が出されるたびに、議案の説明に人事院勧告の引上げによりとかというようなお話が、そういう説明があったのですが、今回部長の説明の中に人事院勧告という言葉が出てこなかったような記憶がございます。なぜ、その言葉を使わなかったのか。

もう一点は、以前も聞いたことですので改めて聞く必要ないとは思いますが、我々の議会において、その人事院勧告に右倣えというような、合わせるような形の法的な根拠はないと繰り返し、答弁をいただけてきました。今現在もその状況は変わっていないと思うのですが、その確認をします。

それからもう一つ、以前市長の答弁に、我が市は人事委員会を持っていないからと。新潟県内でも人事委員会を持っているところは少ないのだろうと思いますが、新たに人事委員会をつくって、独自に計算するというような、そういう予定のようなものがあるかどうか、3点お尋ねします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 私の提案理由の中に、人事院という言葉はなかったというご質問。それは申し上げませんでした。私どもほうからというか、市長のほうから今回、この見直しにかけては白紙の諮問でございます。白紙の諮問。国の人事院勧告どおりやってくれ、それについてどうかというような諮問ではないということです。

ただ、その会議の議論の中で、いろいろな情報を提示といいますか、例えば県内の他市の状況とか、あるいは国の状況、それから9月議会でご説明した市の財政状況とか、事細かに教えてくださいということなので、それを丁寧に説明申し上げて、そしてその結果、結論が今回の内容になってございます。

私からは以上です。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 議会において人事院勧告に右倣えする必要はないということですが、そもそも国の人事院勧告につきましても、国家公務員に対して出されているものでありますので、おっしゃるとおりかと思えます。ですので、当然右倣えをする必要はないのですが、ただ、ある一定の基準というのが必要になってくるかと思えますので、そのあたりの人事院勧告の出された内容について参考の情報ということでお示しをした中で、お知らせをした中で、先ほど部長が言いましたように、白紙諮問をした中で今回答申をいただいたということになっております。

結果的に人事院勧告に沿ったような内容になっているかもしれませんが、それはあくまでも答申として出されたものだと考えております。

それから、人事院の勧告のような・・・をつくって独自にというようなお話だったのですが、今現在国のほうでは、全国の1万1,900の民間事業所の46万人の、個人別の給与

等を調査いたしまして、今回の勧告を出しております。また、新潟市につきましても、国のこの情報をプラスして事業所の調査を行って出しているというふうに伺っております。

そうした中、南魚沼市単独で出せるかといいますと、なかなか難しいのではないかとこのように考えているところであります。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3つ目の答弁についてですけれども、人事委員会のようなものを設置する予定はないかという部分について、もう一度確認します。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ございません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第99号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

まず、やり方がよくないです。やり方がよくない。委員会名簿は、長岡市とかほかの自治体みたいにしっかり公開する。公開できる人間を選ぶ。公開されます、これは物すごく大事なので、委員になられる方には、皆さん公開されます、という条件で公開してもらって、元議員の方を会長に推薦するなどということはしない。一緒に活動された方も、同じ会派で活動した方も中にはいますし、やはりそれはよくない。この方は採決では賛成率がすごく高かった方です。なので、それはちょっとよくないです。

行政区長枠というの、やはり市と密接な関係にある方だと私は思いますので、もう少しいろいろな人々を公募したりとか、こういった会は、物すごく大事な審議会ですので、公開されるという条件で参加していただだけませんか、という公募した上でやっていただく。

それで、議会運営委員会の前に議会にこういったものを出すというのは、事前審査に当たるかと私は思っているのです。あまりそれは……議会運営委員会ですっきり発表してやるというふうなステップを踏んでいただいたほうが、より透明性が高まるかというふうに思います。

それで、本題に入ると、議員報酬をアップすべきかどうかということですが、タイミングがよくないです。やはり1月14日に同僚議員が起訴猶予されたばかり、公職選挙法違反で犯罪事実が認定されたばかりなのです、11月14日に。そういった状況でここで議員の報酬を上げるという、私たちがこの場で賛成できるか——賛成できるかという、私は賛成できない。

このタイミングがよくないし、私は2年ちょっといますけれども、議会であまり質問もしないし、一般質問もしない議員が結構いらっしゃいます。私たち、委員会、議会に来なければいけない日は、年間四、五十日ではないですか。結構調べる時間、勉強する時間はたくさんあると思うのですけれども、なかなか私たちどこまで勉強しているのか——データを分析して、これが市民にとっていいのだというデータ分析をしている時間は、どこまで皆さんがかけているのか分からなくて、討論では個人攻撃みたいなことを言うこともあったりとか、もう少し何かデータ分析をして、この雪冷房は市民にとっていいのだという、そういうようなデータ分析をされて、税金の使い方をやったらいいと思うのです。

もっとやはりすごいのは、私たち——私は2年ちょっとですけれども、町がよくなっているかということです。町はよくなっていますか……（何事か叫ぶ者あり）なっているなら、そこを言ってください。私はなっていると思っていないのです。自殺率もまだ高いし、水道料金が日本で一番高いくらいだし、生まれてくる赤ちゃんの数は、470人を目標にされているけれども285人です。私はよくなっていないと思うのです。よくなっていない。

でも、私たちはずっと賛成可決されてきているわけです。ずっと賛成可決。一度も反対していない議会で、町がよくなっている、市民がそういうふう実感している、議会があるから私たちがよくなっているのだというのがあるなら、報酬を上げるという論議になってもいいと思うのですけれども、私はそういう方向になっていないと思うのです。

議会改革度ランキングというのでも、私たちの議会というのは万年最下位クラス。委員会の日程さえ公開していない状況で、私たちは果たして市民に開かれた議会を目指し、市民の生活のためによく、しっかり勉強し、質疑し、一般質問してきたかという、私はどうかと思います。先ほど市長が、この報酬では生活は厳しい、とおっしゃいましたけれども、副業は認められています。結構な人たちが会費8,000円、会費10,000円とか、この前は3万5,000円で米沢とかへ行っていましたけれども、やはり一般市民はなかなかそういうのをできない中で私たちがやっているということを考えれば、果たして生活がかつかつになっているかという、私はそうではないという認識になっております。

以上のことを踏まえ、今回の条例改正案には反対の立場で討論に参加しました。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、第99号議案に反対の立場で討論に参加いたします。

危うく賛成討論しそうになりそうですけれども、今回はコロナの後といったところで、経済回復を見込むことが今後重要な中で、私たちの議員報酬を上げることがそれに寄与することでは、どうやらなさそうであると。一方で、この条例改正に関しては、私たちにも賛成する、反対するという権利が与えられているので、今はその機ではないというときだというふうに思っています。ただその一言であると。それにまとめられるのではないかなと。

しかるべきときに再びこの議論はするべきではないのかというふうに感じております。

以上です。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 この議案に賛成の立場で討論に参加します。先ほど市長が言われたとおり、本当に議員の報酬というのはスタート段階で大変低かったのかなと思っています。それとほとんどの議員の方が副業を持って、多分、生計が成り立っているのかなと思います。私も議員報酬だけでは生計は成り立たない、子育てもできない。そんな面を考えると、これが第一歩かと私は思っています。本来ならば、10万円でも9万円でも——私のために言っているのではなく、今後若い人たちが出るためにも、私は給料が上がるのは第一歩かと思っています。以上の考えからこの案に賛成であります。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第99号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論に参加します。

コロナ禍から回復しつつあるとはいえ、地域経済は厳しい状況が続いています。さらに昨年の春から始まった物価高騰はいまだに高止まりが続き、市民生活を直撃しています。年金の改定も物価高騰には追いつかず、働く皆さんの実質賃金は下がり続けています。75歳以上の高齢者の医療費窓口負担も所得によっては2倍になるなど、様々な場面で負担増が広がっています。

こうした状況の下で、議員報酬の引上げを市民の皆さんがどのように受け止めるでしょうか。これまでも人事院の勧告に従うという慣例によって改正をしてきましたが、ストライキ権のない市職員には必要ですが、議員には適用する必要はないものと考えます。金額的にはわずかであっても、コロナ禍や物価高騰の影響で苦しむ市民の感情を考えれば、上げるべきではないと考えます。

以上、第99号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

9番・勝又貞夫君。

〔何事か叫ぶ者あり〕

会派で賛成と反対が割れています。

〔「討論は1人1回」と叫ぶ者あり〕

いや、賛成と反対……議長が認めます。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 議長より発言を許されましたので、第 99 号議案に反対の立場で討論に参加させていただきます。

これについては、大変複雑な思いがありました。ここ二、三年の間の物価高騰もあり、最低賃金の引上げもあった中で、当然、議員も市の特別職も市の職員も引上げという議案が出てくると誰もが予測していたわけであります。なかなか討論が難しいですね。以前も申し上げましたが、日本国憲法第 15 条に、すべて公務員は全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではないと、はっきり明記されています。国の最高法規にそのようにあるわけであります。

奉仕者とは何か、ということの意味は、自らの利害を超えて周囲に尽くす人のことである、という意味だと私は理解しています。また別の表現を使うならば、私心を捨てて献身する人のことだと。議会においてもまた市政にどのように関わるか、その都度その都度、奉仕者であるという意識を強く持つべきだと、私はそんなふうに思います。私利私欲とは言いませんが、自らの利害を超えて献身するという姿勢を、議員であれば、全てその姿勢を貫きたいと、そのように思いますし、皆さんもまたそのように思っているはずであります。

人事院勧告なるものがよく引き合いに出されますけれども、これは国の国家公務員を対象にした勧告であって、地方自治体の議員と密接な関係があるとは私は思いません。皆さんの身内にも国家公務員であった人、あるいは今現在国家公務員である人がいるかと思えます。私の身内にもいました。東京で採用されて、次に異動したのが広島。広島から名古屋、京都、そしてまた東京に来て終わったと。そうするとそのたびにふるさとが遠いところへ、自分の家族を連れて移動するわけです。そのたびに様々な費用がかかったり、そんなことで国家公務員は手厚く扱われているということなのだと思います。我々は常にといいと思えますけれども、自宅から通勤して、また自宅へ戻れると。国家公務員とはわけが違うと。私はそう思います。

○議 長 勝又議員、簡潔にお願いいたします。

○勝又貞夫君 はい。物価が高騰する中で、私が議員になったとき、市民の平均給与は幾らくらいですかということで、税務課に聞いたことがあるのです。あの当時、269 万円から 271 万円。これは 5 年間の統計を取ってもらったのです。公務員も含めてのことですから、公務員を外せば、さらに安くなるわけです。今現在、市内の給与者の年収がどれくらいであるかを私は知りませんが、恐らく 300 万円は行っていないだろうと、そんなふうに思います。

そんな中で、もし上げなくて済むならば、物価高に苦しんでいる市民とともに痛みを分かち合うという意味で、我々も引上げに同意するべきではないと。市民とともに痛みを分かち合いたいと、そんなふうに思います。先ほどの議員の討論に市民の理解が得られるかどうかというお話がありました。私も同感であります。そんなわけで、気持ちとしては反対であります。

以上です。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 第 99 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加いたします。

同僚議員の賛成討論にもありましたけれども、今一番の課題は、やはり物価高騰。賃金を上げろというのがいろいろな政府の見解でもあり、国の課題でもあるというふうに思っております。最低賃金アップを例に取りますと、去年は 3 % 台です。今年は 4 % 台に上げております。

一番、今議員としての大きな課題は、先ほどお話がありましたけれども、担い手不足と。議員報酬では生計が成り立たないということで、若い政治家に向けてもっと上げなければいけないのではないか、という発信もあります。そういう面で決して今回月額 1,000 円というのは、満足できる数字であるとは私は到底思っておりません。しかしながら、この報酬アップは、そういう面からいいますと、市長のお話にもありましたけれども、第一歩だというふうに思っております。そういった観点からいろいろな課題があるものの、一つのスタートラインだというふうに私は解釈して、賛成とさせていただき、多くの皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 99 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、第 99 号議案は否決されました。

○議 長 ここで休憩いたします。再開を 16 時ちょうどいたします。

〔午後 3 時 41 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 3 時 59 分〕

○議 長 日程第 18、第 100 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例及び南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につ

いてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第100号議案につきましてご説明申し上げます。今回の改正は、特別職の給料月額につきまして、先ほどの第99号議案と同様に、南魚沼市特別職報酬等審議会における答申内容に基づき引き上げ、また、期末手当を国家公務員特別職の期末手当改正に倣い、引き上げることににつきまして所要の改正をお願いするものでございます。

改正内容といたしましては、南魚沼市特別職の給料月額につきまして、審議会の答申額となるように改定するもので、現行額から0.30%の引上げ。期末手当につきましては、国家公務員特別職の期末手当改正に倣い、年間の支給月数を0.10月分引き上げるものであります。

3ページ、新旧対照表をお願いいたします。第1条関係では、第2条、別表第1に規定の特別職の給料月額につきまして、市長は82万3,300円から82万5,800円に、2,500円の引上げ。副市長（総括）は62万7,800円から62万9,700円に、1,900円の引上げ。副市長（特命）は71万円から71万2,100円に、2,100円の引上げ。教育長は56万4,800円から56万6,500円に、1,700円引き上げたいものでございます。

第2条第3項では、6月と12月に支給される期末手当の額をそれぞれ100分の5引き上げ、支給率を年間3.25月から3.35月に引き上げたいものであります。

4ページ、第2条関係では、第3条に規定された病院事業管理者の給料月額につきまして、53万9,400円から54万1,000円に、1,600円引き上げたいものでございます。

第4条では、6月と12月に支給される期末手当の額をそれぞれ100分の5引き上げ、支給率を年間3.25月から3.35月に引き上げたいものであります。

なお、この引上げによる影響額については、合わせて年間43万円ほどになると試算してございます。

1ページに戻っていただきまして、附則により、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 市長の給与を増やすという案ですけれども、人口が5万人とか7万人の大阪にある阪南市とか柏原市とか、市長が自らの公約で給与を25%とか30%カットして、62万円とか65万円の給料でやっている市長もいらっしゃる中で、林市長は今回、答申があったにせよ、自分の給与をアップするべきだと。水道料金値下げの公約も守られていない、生まれてくる赤ちゃんの数は激減中で、どういう考え方で私たちに今、アップしてくれと提案されているのか。改めて、市長自らの言葉でお聞かせもらってもよろしいですか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 特別職の給与の改正でございまして、やはり市長の責務を担う給料等につき

ましては、当然のことながらその職責の増大等に見合った検討が適時に行われなければならないというふうに考えました。審議会においての答申結果に基づいて上程させていただいたということでございます。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 市長の職責がとても重いものだと思います。重い軽いというのも、もちろんあると思うのですが、市民の生活がよくなっているかどうかというのも一つの指標としてあってもいいと思うのです。その部分については特に、市民の生活がよくなっているかどうか、向上しているかどうかに関して、その部分は特に考慮には入っていませんか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほどの第 99 号議案でるる申し上げたとおりでございます。審議会においてはそれらもろもろの議論といたしますか、そういった結果によるものでございます。

市長は市政の最高責任者として、多様化した市民ニーズに応えると。市民生活の向上、市政を公正に運営していくと。先ほど申し上げた重責ということからすれば、ということであるかと思えます。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 答申があったのは分かったのです。11 月 7 日に答申があったのは分かったのですけれども、それを受けて、果たして今のいろいろな状況があります。その中で、果たしてこの答申のままでいいのかどうかという判断もあると思うのです。その判断の中で、市民生活が果たして向上しているかとか、市職員の職務規律が守られているかとか、いろいろな要素を考えた中でも市長の給料を上げるべきだ、市長を含め特別職の給料を上げるべきだと決断された、もう少し答申を受けた後の、出すまでの間の判断についてお尋ねいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 審議会においては、先ほども申し上げたとおりですけれども、当然、私どもの市の財政規模とか、あるいは人口、将来の行政事業とかもろもろの実情、あるいは他市、他自治体との均衡、そういうのも当然、参考にしつつ判断して上程させていただいたということでもあります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第 100 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例及び南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論に参加します。

議員報酬改正の反対討論で述べたとおりです。コロナ禍に続き、昨年の春からの物価高騰は、市民生活を直撃しています。一方、収入は物価高騰に追いつかない年金の改定に加え、働く皆さんの実質賃金は下がり続けています。75 歳以上の高齢者の医療費窓口負担も所得によっては 2 倍になるなど、様々な場面で負担増が広がり、市民生活を圧迫しています。こうした状況の下で、特別職の報酬の上げを市民の皆さんがどのように受け止めるでしょうか。金額的にはわずかであっても、コロナ禍や物価高騰の影響で苦しむ市民の感情を考えれば、上げるべきではないと考えます。

以上、第 100 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例及び南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての反対討論といたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 100 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例及び南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど、総務部長が他の自治体とか財政規模の比較とおっしゃいましたけれども、大阪府の阪南市や柏原市、同じ規模または人口が多いところでは、市長の給料は 62 万円とか 60 万円代に下げられております。そういった身を切る改革という自治体がある中で、この給与額は物すごい額だと思います。これにプラス退職金が 4 年ごとに千数百万円入る。それだけもらっているのだから、やはりご自身の林茂男市長の名前で提案されるわけですから、市長がご自身で説明いただけたらよかったと思うのです。審議会の冒頭に林市長が最初に行く必要がそもそもあるのかという思いもあり、自由闊達な議論をしてほしいなら、市長が行かないほうがさらに自由闊達な議論ができるのかなとか思ったのです。

民間企業のことを話して申し訳ないが、民間企業だったら売上げが上がってこそ、社長の給料が上がっていくと思うのですけれども、南魚沼市は水道料金がすごい高いままだし、市長は水道料金を安くすると言って安くしていないし、赤ちゃんが生まれる数を 400 人とか 450 人にすると言っているけれども 285 人しか生まれていない。実績的な部分で何かあるならまだ分かるけれども、実績的な部分も僕には見えないのです。

そして福祉減免制度です。水道料金が 1,300 円安くなった福祉減免制度が廃止されたではないですか。1,000 円安くすると言ったのに、一部の人は 1,000 円高くなったわけです。その

人たちが市長室まで来て、やめてくれませんかと言いに来たときに、市長は別の予定が突然入ったのは分かるけれども、私だったら「すみません、今日、突然予定が入ってしまったので、また後日こちらから伺わせてもらってもよろしいですか」みたいな。ざっくばらんであれだけ市民との対話をアピールされているわけですから、自分の意見と違う市民こそ、自分から積極的に応援しに行くという姿勢があってこそ、市民に寄り添う市政が実現していくのではないかという思い。

そしてまたこの時期、11月に職員の逮捕があって、当然、市長として幹部に任命されたのは、市長なのではないかと思っているのですけれども、そういった部分で住民の感情というものもあると思う。タイミングとしてもよくないし、実績としてもあまり説得力がなかったもので、今回は反対の立場で討論に参加させてもらいました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第100号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例及び南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第19、第101号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例及び南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第101号議案につきまして、ご説明申し上げます。本議案は、令和5年8月7日の国の人事院勧告、及び10月20日の閣議決定——公務員の給与改定に関する取扱いについて——に基づくものであります。

南魚沼市は人事委員会を置いていないことから、従来、国準拠により給与改定等を行ってきたもので、また、公務員は、労働基本権が制約されており、その代償措置としての給与勧告に基づき、今回も国に準拠しての給料表及び期末勤勉手当の支給率の改定による条例の一部改正を行いたいものでございます。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の一部改正も行うものであります。

人事院におきましては、官民比較に基づき、民間給与との格差3,869円を解消するため、

初任給について引き上げる等、俸給月額を平均改定率 0.96%、行政職給料表（1）の平均改定率では 1.1%引き上げ、期末勤勉手当は支給月数で 0.10 月分引き上げるとしております。

当該条例の一部改正についての主な内容といたしましては、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引き上げ改定。初任給については、大卒程度 1 万 1,000 円、高卒程度 1 万 2,000 円の引上げ。また、期末勤勉手当は、支給月数で一般職員 0.10 月分、再任用職員 0.05 月分の支給率の改定とし、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものとなっております。

27 ページの新旧対照表をご覧ください。第 1 条関係、条例の別表第 1 の（1）行政職給料表（1）から 36 ページの（3）公安職給料表、41 ページの（5）医療職給料表（2）から 45 ページの（6）医療職給料表（3）までを、国に準じまして平均改定率 0.96%となるよう改正するもので、初任給については大卒程度 1 万 1,000 円、高卒程度 1 万 2,000 円の引上げとなるものであります。

具体的には、27 ページをご覧ください。27 ページの行政職給料表（1）の 1 級 5 号給が当市の高卒初任給となっております。現行が 15 万 4,600 円、改正案が 16 万 6,600 円で、1 万 2,000 円の引上げ。

28 ページ、1 級 25 号給が大卒初任給となっております。現行が 18 万 5,200 円、改正案が 19 万 6,200 円で、1 万 1,000 円の引上げとなります。

なお、この引上げによる影響額につきましては、合わせて年間 6,056 万円ほどになると試算しております。

続いて 51 ページ、第 2 条関係、条例の第 16 条の 5、期末手当の年間支給月数を一般職員で 0.05 月分、再任用職員で 0.025 月分を引き上げるもの。令和 5 年 12 月支給の 1 回で引上げ分を支給するため、支給割合を一般職員は 100 分の 120 を 100 分の 125 に、再任用職員は 100 分の 67.5 を 100 分の 70 に、それぞれ引き上げる改正を行うものです。

52 ページに移ります。条例の第 16 条の 8、勤勉手当の年間支給月数を一般職員で 0.05 月分、再任用職員で 0.025 月分を引き上げるものです。令和 5 年 12 月支給の 1 回で引上げ分を支給するため、支給割合を一般職員は 100 分の 100 を 100 分の 105 に、再任用職員は 100 分の 47.5 を 100 分の 50 に、それぞれ引き上げる改正を行うものであります。

なお、この引上げによる影響額につきましては、合わせて年間 3,148 万円ほどになると試算しております。

第 3 条関係、53 ページにわたりまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、条例の第 2 条、及び第 16 条の 11 の手当名称につきまして「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改正を行うものでございます。

また、第 16 条の 11 で、引用条文につきまして「第 44 条において準用する災害対策基本法第 32 条第 1 項」を「第 26 条の 7」に改正するもの。あわせて「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改正を行うものでございます。

第4条関係、先ほど説明いたしました第2条関係の期末勤勉手当の引上げ分につきまして、令和6年度以降、6月支給と12月支給の2回に均等に振り分けるため、期末手当の支給割合を、一般職員は100分の125を100分の122.5に改正。再任用職員は100分の70を100分の68.75に改正するものです。

54ページに移りまして、同様に勤勉手当の支給割合を、一般職員は100分の105を100分の102.5に、再任用職員は100分の50を100分の48.75に、それぞれ改正を行うものです。

第5条関係、55ページにわたりまして、南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正で、令和5年度の人事院勧告に準拠しまして、条例中、第7条の特定任期付職員の給料表の給料月額を引き上げる改正を行うもの。また、第8条第2項の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるもので、引上げ分を6月支給と12月支給の2回に均等に0.025月ずつ振り分けるため、支給割合を100分の167.5から100分の170とするもの。

戻っていただきます。24ページをお願いいたします。附則第1項、施行期日を公布の日からとしたいもの。ただし、第4条は、期末勤勉手当引上げ分を令和6年度以降、均等に振り分けて支給するための規定であること、第5条は、現在、特定任期付職員の任用がないことから、施行日を令和6年4月1日からとしたいものです。

25ページ、附則第2項です。第1号の給料表の改正につきましては、適用日を令和5年4月1日に遡って適用したいもの。第2号の期末勤勉手当の支給については、令和5年12月支給に適用するため、適用日を令和5年12月1日としたいものであります。

附則第3項、第1条の給料表の改正につきまして、改正前に支給された給与は、改正後の給与の支払いの内払いとみなすものです。

附則第4項、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 ここ五、六年の職員の数の推移について、人件費抑制策をどうやってこれまで取られてきたかについてお尋ねいたします。幹部職員の数が今58人。5年前が48人で、ここ五、六年で10人増えています。正規職員の数が506人から530人に増えております。なので、これまでどうやって人件費抑制政策を取られてきて、それがあってこういうのが出るなら分かるので、どういうふうな形で人件費抑制政策を取られた結果、こういうふうな職員が増えてきたのかもう少しその部分をお知らせいただけますか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、ひも解きますが、合併です。合併により職員数を大分——今ちょっと数字があれなのですけれども、大分削減をしましてまいりました。当然そこが人件費——合併のメリットといいますか、職員数を少なくすることによって職員の給与を削減するということできたかと思えます。議員がおっしゃった506人から530人へのこれは、今の市内のいろい

るな行政需要などを踏まえますと、それだけの人数が要ると。職員数が底をついたといえますか、少し言い方があれなのですが、そこまで来てしまっただけで職員一人一人の負担が大きくなった、疲弊している。そういったこともあります。多種多様な行政課題を解決するには、それだけの市職員が必要だということで増やしてきたと。かなり減ったところが、今度は減らし過ぎて必要な人数を増やしてきたというようなことかと思えます。

ですので、506人から530人へにつきましては、直接的には削減ということはありません。ただ、職員の人事考課制度というのがございまして、当然その考課の結果がいい職員については給料が上がると。そうではない職員は、それなりにというような結果も踏まえてのものであります。

幹部職員の数についても以前、議員からご質疑がありました。例えば、塩沢の市民センターで参事が増えるのはなぜかというようなことでお答えしたかと思いますが、特殊事情——あの場合は塩沢の古い庁舎の取壊しのために専門的に必要な参事をつけたとか、いろいろな多種多様にわたっての行政需要に応えるため、幹部職員も増えている部分もあるというようなことをございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 合併とかは分かるのですけれども、ほかの自治体は……人口が減っている自治体、魚沼市とかほかの自治体は、幹部職員が減っているのです。なのに、ここは10人増えているわけです。何かしらの特殊事情がもっとあるのかなと思うのです。もう少し部署を——人口が減っているいろいろなものを統合しているけれども、部署はあまり統合してなくて、DX推進室、情報推進室を分けたりだとか、こども家庭サポートセンターと子育て支援課とか、U&Iときめき課と商工観光課とか、もう少し合併できるところがあるのではないのかなみたいな……私は分からないです、単純に見ただけなので。そういう検討とかというのはなく、ほかの自治体が減っているのにこっちが増えている特殊な事情がもしあれば教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 具体の職員数のことでお聞きになっていますが、例えばU&Iときめき課ですと、ふるさと納税の関係がほかの市もこれだけふるさと納税が伸びているのかといえば、そうではない部分。それはU&Iときめき課の職員の頑張りによつての、それだけの人員配置もしてのということの結果でもあるかと思えます。また、商工観光課のほうでは、起業の関係、そういったほかの市ではやっていない新たな政策展開、そういったことに人員が必要だということがあります。

DX推進室のことを申されましたが、DX推進室は2人の職員でやっております。2人の職員で専門的な視野で。これは実務的には情報管理室と同じ部屋にいますのを、連携しながらやっていると。本来であれば、DX推進室はもっと人員を増やしたいところではありますが、情報管理室との連携で頑張ってもらっているというようなこととか、例えばそういうような

ことでやりくりをしているという実態でございます。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 では最後に、D X推進室長と情報管理室長、この2人の役割分担。なぜこの2人が一緒になれないのかという部分をひとつ教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 D X推進室はその名のとおり、D X推進のため新たなこれから展開する市民の皆さんに、D Xを通じての行政サービスを展開するということでありまして、情報管理室は今ある我々が使っている情報系——情報系というのは職員一人一人のパソコンの関係、あるいは税務課で使っているような基幹系、あるいは市民課で使っている基幹系というもの、そういったものの多種多様なパソコン関係の対応が、情報管理室長であります。当然、我々のほうではそれを一つにできないかという検討もずっと重ねてきたのですが、そこは難しいという結論に至って、令和5年からD X推進室を新たに立ち上げた。実態は先ほど申し上げました人数の不足がありますので、情報管理室と連携をしながら進めさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第101号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例及び南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

これ自体は、職員の給料は上げたいという気持ちはあるけれども、やはりそこはどれだけ人員削減とか、どれだけ効率化を図った上で、私たちはこれだけやっていますという上で示すべきだと思うのです。幹部職員がこの五、六年で10人増えているというのは、僕いろいろ探したけれどもなかなかないのです。なので、そこの辺はもう少し説明が必要だと思うし、ほかの自治体だとこども家庭サポートセンターと子育て支援課は同じだったり、上水道と建設が——分からない。何かちょっと部署を統合していたりとかしているのです。

それで人件費はできるだけ抑えています、幹部職員は減っていますと。だって、人口が減っているのですから。人口が減っているのに、幹部職員が増えていくというのは、何かぱっと見だけ——もちろん皆さんも事情があると思うのです。事情があるのだけれども、もう少し分かりやすく説明できたらと思うので、そのD X推進室と情報管理室の今の説明も、情報管理室は今やっているもので、D X推進室は新しいものをという——でも、今やっているも

のが分かってこそ、新しいものができるのではないかなとか、単純なあれですよ、思ったりもするので、もう少し人件費はこういう意味で削減しているから、給与をもう少し上げませんかというふうになっていったらいいかなという思いで、反対の討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 101 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例及び南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 101 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、第 102 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 102 号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず、概要についてであります。今回の改正は、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度のそれぞれの地方税法の一部改正のうち、令和 6 年 1 月 1 日から施行されるものについての改正になります。主な内容としましては、個人の市民税に関して国外居住親族の取扱いの見直し、及び上場株式等の配当所得等に係る取扱いの見直し、また、森林環境税の創設に伴う改正です。

国外居住親族の取扱いの見直しに関しては、所得税における扶養控除について、令和 2 年度の税制改正により、扶養控除の対象となる扶養親族の取扱いの見直しが行われ、国外居住親族については、基本的に 29 歳以下または 70 歳以上の者に限って控除の対象とすることとされました。このたび、住民税の非課税限度額等の算定基準についても、この取扱いにそろえるという改正になります。

上場株式等の配当所得等に係る見直しに関しては、これまでは所得税と個人住民税で別々の課税方式を選択することができましたが、それを一致させることとされたことによる所要の改正になります。

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から国税として創設され、令和 6 年度から 1 人年額

1,000 円となっています。個人住民税均等割の枠組みを用いて市町村が賦課徴収を行うということから、税条例に関連する部分があり、改正を行うものです。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。5 ページをご覧ください。

第 13 条は、個人の市民税の非課税の範囲を規定しており、第 2 項は合計所得金額と扶養親族等の数による均等割非課税の判定の項です。令和 2 年度の税制改正において、所得税の扶養控除における国外居住親族の取扱いが見直され、令和 5 年 1 月 1 日から 30 歳以上 69 歳以下の国外居住親族は、一部の例外を除いて扶養控除の適用対象外となりました。

地方税では令和 3 年度の税制改正により、これについて所得税と同様の取扱いとすることとなり、令和 6 年度分以降、個人住民税の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族を、括弧書きにありますように「16 歳未満の年少扶養親族と控除対象扶養親族に限る」と限定します。この「控除対象扶養親族」の語が、国外居住親族の場合には原則 29 歳以下または 70 歳以上として所得税法のほうで規定され、地方税法で引用していることから、これにより国税と取扱いが一緒になるという内容の改正です。

第 21 条は、所得割の課税標準についてで、第 4 項と次のページの第 6 項は、上場株式等の配当所得等及び特定株式等譲渡所得金額について、どちらもこれまでは特別徴収による申告不要、あるいは申告分離課税または総合課税と、3 通りの方法の中から所得税と個人住民税でそれぞれ別々に課税方式を選択できるものでしたが、令和 4 年度の税制改正で、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとされました。

第 4 項と第 6 項はそれぞれ、冒頭に「前項の規定は」という書き出しで始まっています。その前項である第 3 項、第 5 項は、配当所得等または株式譲渡所得金額は、特別徴収による申告不要となる場合には、その金額は総所得金額から除く、という規定であり、改正後の第 4 項、第 6 項で「前項の規定は……確定申告書に……事項の記載があるときは……適用しない」とすることで、確定申告書の記載ぶりに合わせるという内容になります。

6 ページの下、第 22 条の 9 第 1 項は、今申し上げた改正に関連して、特定配当等の所得金額または特定株式等譲渡所得金額については、総合課税または分離課税のある場合で、特別徴収により配当割または株式等譲渡所得割を課されているときは、その一定率の額を所得割から控除するとする規定で、それを改正後はこれも確定申告書の記載による、とするものです。

7 ページの第 2 項は、第 1 項により控除される額が所得割の額を超えたときの取扱いで、新たに森林環境税が創設されたことから、そこへの納付等に充てることのできる旨の改正と、その他は文言の整理になります。第 25 条の 2 第 1 項は、市民税の申告に関する規定で、引用条文と文言の整理になります。

8 ページの第 2 項は、省令改正に伴う項ずれの修正です。第 25 条の 3 第 2 項、第 3 項は、法律改正に合わせての文言の修正です。

一番下の行から次の 9 ページまでの第 25 条の 3 の 3 第 1 項は、公的年金受給者等の扶養親族等申告書の規定で、最初のほうに説明しました国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、扶

養親族の定義の括弧書きをそれに合わせて規定し直すものです。

第 27 条は、個人市民税の徴収方法についてですが、ここに第 3 項を追加して、森林環境税の賦課徴収を市民税の均等割に合わせて行うことが規定されます。これに伴って見出しに「方法等」の「等」が加わり、第 1 項は一部文言の整理を行うものです。

一番下の行から次のページの 10 ページ、第 30 条第 2 項は、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正と、その他文言の整理です。

第 33 条は、給与所得に係る市民税の特別徴収の規定ですが、第 1 項で均等割額に括弧書きで森林環境税を含む旨を規定する改正と、その他、めくって 12 ページの第 6 項までにわたって文言の整理になります。

12 ページの第 36 条は、給与所得に係る特別徴収から普通徴収への繰入れ等の規定で、見出しと第 1 項は文言の整理。第 2 項は過誤納金が生じた場合の取扱いで、森林環境税の創設により法の条項に改正があり、下線部の最後のほうになりますが、改正前の未納分に「充当する」という規定が、改正後は未納の徴収金への「納付を委託したものとみなす」という取扱いに改正されます。

一番下の行から次の 13 ページ、第 36 条の 2 は、公的年金等に係る市民税の特別徴収ですが、森林環境税の創設に合わせて、均等割額という用語に括弧書きを加えて「森林環境税を含む」ことを明記するほか、文言の整理を行っています。

13 ページ下のほうから、次のめくった 14 ページにかけて、第 36 条の 6 は、年金所得に係る特別徴収から普通徴収への繰入れ等の規定で、第 2 項では先ほどの第 36 条の給与所得に関するものと同様に、特別徴収で過誤納金が生じた際に他に未納分がある場合には「充当する」という従来の規定から、森林環境税の創設に伴い、未納分徴収金の「納付を委託したものとみなす」というように取扱いが変更となる旨の改正になります。

第 40 条の 7 は、省令改正による項ずれの修正です。

15 ページの附則第 4 条は、最初に 5 ページの本則第 13 条第 1 項の市民税均等割の改正のところで説明しました内容と同様で、こちらは所得割のほうの非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しになります。個人の市民税所得割の、非課税限度額の算定基礎となる「扶養親族」の次に括弧書きを加え「16 歳未満の年少扶養親族と控除対象扶養親族に限る」とします。「控除対象扶養親族に」とすることで、国外居住親族の場合には基本的に 29 歳以下または 70 歳以上の者に、法の規定により限定される形となります。

附則第 14 条の 2 は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定になります。省略している第 1 項から第 3 項までの条文には、軽自動車税の環境性能割については、当分の間、新潟県が自動車税の例によって国土交通大臣の認定等に基づいて軽減対象車両の確認を行うことなどが定められており、今回改正のある第 4 項の冒頭にある「前項の規定の適用がある場合」というのは、自動車メーカーがその認定の申請で不正を行った場合で、その結果、市税である軽自動車税の環境性能割に不足額が生じた場合のことを指しています。その場合には、その自動車メーカーを、環境性能割を納付すべき者とみなして不足額を課税することと

し、さらにその不正の場合に加算する割合を、税制上の再発抑止策を強化するために、100分の10から100分の35に引き上げるというものです。

下のほうの附則第15条の2は、同じく軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についての規定で、省略されている第1項と第2項には、同じように軽減対象車両の判定については、国土交通大臣の認定等に基づいて行うことと、自動車メーカーが不正の申請を行った場合で、その結果、軽自動車税の種別割に不足額が生じた場合には、その自動車メーカーを、種別割を納付すべき者とみなして不足額を課税することが記載されており、第3項ではさらにその不正の場合に加算する割合が規定されておりますが、それを100分の10から100分の35に引き上げるというものです。

一番下の行の見出しから次の16ページにかけて、附則第15条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例の規定ですが、本則第21条の改正のところで説明しました所得税と住民税の課税方式を統一することに関連して、第2項は、上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税は、所得税での適用がある場合に限り適用するという改正です。

附則第18条の3の2第4項は、特例適用利子等及び特例適用配当等について、申告分離課税は確定申告書に記載があるときに限り適用するという改正です。

17ページの附則第18条の4第4項及び18ページまでの第6項は、条約適用利子等及び条約適用配当等について、同様に申告分離課税は確定申告書の記載があるときに限り適用するという改正になります。

3ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則です。3ページの一番下からですので内容は4ページ側のほうになります。4ページの第1条は、施行期日で令和6年1月1日とするもの。第2条は、市民税に関する経過措置の規定で、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用するとするものです。第3条は、軽自動車税に関する経過処置で、第1項は令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用するとするもの。第2項は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用するとするものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 本日の会議時間は、日程第23、第105号議案までとしたいのであらかじめ延長します。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、6ページ、第22条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除についてであります。以前であると特定配当等申告書、これは確定申告書に記載をしているということですがけれども、株の配当金に対する課税は源泉分離課税ということで、20%というふうに決められていたわけです。この部分が所得税の源泉徴収票と同じように、源泉徴収票についた部分の税額についても確定申告を行った場合には、それが控除されると。ただし、

これは株の配当とかを得ているものについては、確定申告を出さなければならないというふうに解釈していいのか。そこだけお答え願いたい。

それから、9ページ、第27条の3、森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収すると。要はこれは施行のほうは来年の4月1日以降ですから、令和6年度分の市民税について森林環境税というのが、均等割とくっついて賦課されてくるということでもあります。これで市民税が滞納ということになった場合には、そこが分割して納めるというのがありますけれども、そうなった場合に国税である森林環境税のほう为上にあって、市民税の均等割のほうの下になっている。分割して全額を納められない場合については、森林環境税のほうが優越して、当然国に納めなければならないというふうに俺は思うのですけれども、そこら辺の考え方はどうなのでしょう。

○議 長 税務課長。

○税務課長 特定配当等については、議員がおっしゃるとおり源泉徴収されているものについては確定申告をしないと。源泉徴収票に源泉徴収額として上がってこないものについては確定申告をします。それについて分離課税か総合課税かということになります。

森林環境税についてです。これについては若干詳しく申し上げますと、今までであれば3,500円が市民税、1,500円が県民税と。それについても以前は3,000円、1,000円というものだったのですけれども、災害復興のために500円ずつ増額になっていて、その額になっています。それで今回、令和6年度分からについては、復興増税分の500円ずつがなくなりまして、それに代わって1,000円の森林環境税が含まれて、総額では5,000円ということで変わらないものです。それについて国税、県税、市税というふうに分かれていますが、これについて例えば分割してというようなことになったときには、基本的には案分という形になりますので、どれが優先というものではありません。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今の9ページの森林環境税のところ、私も聞いてみようと思ったところを聞いていただいたのですけれども、今説明がありましたように、現行が市民税3,500円、県民税が1,500円で、5,000円。それが改定後は市民税3,000円、県民税1,000円、森林環境税1,000円ということで、合計5,000円ということになるということで金額が変わらないということです。ここの条例のところは総論的なことで、あと細かい3,500円が3,000円になるとか、そこら辺は別条例になるのかということをお聞きしたいのが1点。

そしてもう一点です。ここは私が突合するのに困ったところがあるのですけれども、12ページです。これは普通徴収税額への繰入れのところなのですけれども、今までの法律ですと、類似の法律が第17条の2の規定がありまして、非常に分かりやすかったのですが、今度は多分、来年の1月1日からの法律改正で、法の第17条の2が第17条の2の2ということに、多分、変わるのです。それでここに多分、書いてあるのです。そうしたときに12ページの線が引いてある上段のほうは何となく分かるのですが、多分、第17条の2に該当する第1項、第2項、

第3項なのだろうと。あと、ここに第17条の2になかった第6項及び第7項の規定を適用することができるものとするというような書き立てがあるのですけれども、これは現行には第6項、第7項がない。第5項で終わっています。どういうことなのかということ、少し補足の説明をしていただきたいと思います。

○議 長 税務課長。

○税務課長 1番目の質問ですけれども、金額についての条例改正的部分はないのかということです。その部分については地方税法で規定しているもので、それについて市町村等で条例で細かにそれぞれの自治体ごとに変わるものではないというところなもので、条例改正は必要ないと。その取扱いについては、それぞれ市町村ごとに違うところがあるので、条例改正で規定するということになります。

2番目のことについては、すみません。すぐに分からないので、後で答弁させてください。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 言っていることが分からないのかもしれないのですけれども、まずは分かりやすく2つ目を。令和6年1月1日からの法改正で、今までの第17条の2というのが、第17条の2の2というのでいいのかというところだけでも少しお聞きしたい。まだなっていないので、インターネット等で調べても第17条の2の2というのが出てこないのです。多分、それが1月1日で改正される部分かもしれないのですけれども、そこら辺の状況だけでも教えていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 第17条の2の2、第6項と第7項ですが、第6項には——これをこのまま読みますと、第2項から全項までというのは、第17条の2の2の第2項から第5項までのことを言っているのですが、そこまでの規定が適用される場合には、これらの規定による委託納付または委託納入することに適することとなったときとして、政令で定めるときに、その委託納付または委託納入に相当する額の還付及び納付、または納入があったものとみなすと書いてありまして、第7項のほうにはこれらの規定によった場合には、通知をしなければならないという内容になっております。第6項のほうにはこれを読む限り、制度がスタートしてからタイミングを見て政令に合わせて委託納付のほうを取り扱おうと。そうした場合には、それについて通知をするということが書いてあるのが第6項と第7項だということになっております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 102 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 102 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 103 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第 103 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 19 日に公布され、地方税法及び地方税法施行令のうち国民健康保険税の改正部分が令和 6 年 1 月 1 日から施行となるため、南魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、新たに出産する国民健康保険被保険者の産前産後の一定の期間について、所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたため、規定を追加するものです。

5 ページの新旧対照表をご覧ください。第 11 条は国民健康保険税の減額の規定であり、省略されている第 1 項には、納税義務者の所得に応じて 7 割、5 割、2 割の減額を行う規定が書いてあります。第 2 項は令和 5 年度から開始された未就学児の均等割額の減額の規定が書いてあります。これに続き第 3 項として、出産する被保険者に係る減額の規定が新たに追加されます。

第 3 項の本文では、出産する被保険者の所得割額及び被保険者均等割額から次の各号に定める額を減額するとしまして、第 1 号には基礎課税額の所得割額、第 2 号には基礎課税額の均等割額、6 ページに行きまして、第 3 号には後期高齢者支援金等課税額の所得割額、第 4 号には同じく均等割額、第 5 号には介護納付金課税額の所得割額、第 6 号には同じく均等割額として、それぞれの額の 12 分の 1 の額に出産予定日の属する月の前月から、出産予定月の翌々月までの 4 か月分の月数を掛けて得た額を減ずるとするもので、これが年度をまたぐ場合には、それぞれの年度に割り振った合計 4 か月分を減額とする規定です。また、単体妊娠の場合は 4 か月分ですが、多胎妊娠の場合には、3 か月前からとして、産前に 2 か月分を加えた合計 6 か月分の減額となります。

第 11 条の 5 は届出の規定で、第 1 項は国民健康保険税の納税義務者、これは一般的に世帯主となりますが、出産する被保険者が世帯にいる場合、届書を市長に提出することとされ、以下の各号には、納税義務者や出産する被保険者の氏名などのほか、7 ページに移って、出産の予定日、単体妊娠または多胎妊娠の別などの記入と、第 2 項には添付書類が定められ、第 3 項には届出時期が 6 月前からできることを規定します。最後の第 4 項には、第 1 項から

の規定にかかわらず、市長がこれらの事項を確認できる時は届出を省略させることができる旨の規定を設けています。

3 ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則です。第1項は施行期日を令和6年1月1日とするもので、第2項は経過措置の規定で、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するとするものです。

この規定があることにより具体的に該当になる方は、出産予定日が令和5年11月中よりその後になる方——11月中から、または実際に11月以降に出産をされた方、この方から令和6年1月分のひと月分が該当するということとなります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第103号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第22、第104号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第104号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

初めに概要について説明いたします。今回の改正は手数料条例のうち戸籍事務に関する部分になります。戸籍については、これまで市町村ごとにそれぞれコンピュータ化が図られてきましたが、市町村を超えたネットワーク化はなされてきませんでした。そのため、親子や続柄など身分関係を示す必要のある社会保障関連の手続や本籍地以外での戸籍の届出などでは、戸籍謄抄本の添付が必要なものがあります。また、戸籍謄抄本の請求・交付は、本籍のある市町村に限られています。

これについて国ではマイナンバー制度の利用拡大の観点から、令和元年に戸籍法を一部改正し、戸籍システムの全国的なネットワーク化を進め、利便性の向上を図ることとされました。今回、全国の市町村の戸籍がネットワーク化され、令和6年3月1日からは、婚姻届などの戸籍の届出における戸籍謄本の添付が不要となり、また、本籍地以外の全国どこの市町村でも戸籍謄本などの発行が可能になります。この発行事務について、市の手数料条例に関連がありますので、その該当箇所について必要な改正を行うものです。

なお、これら戸籍関係の手数料の単価等につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で一律に定められているため、その政令の改正内容に合わせるものであります。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。3ページ、別表第1の1の項、第120条第1項の次に第120条の2第1項を加えます。この120条の2第1項とは、新たにいずれの市町村にも交付の請求ができるという、いわゆる広域交付の条文となっています。

続く「磁気ディスクをもって調製された云々」の部分は、法律のほうで改めて同じ内容を戸籍証明書として規定がなされたので、その名称のみの記載となります。

次に、2-2項として新たに、戸籍電子証明書提供用識別符号の項を加えます。これはその右の区分の欄に、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行とあるとおり、新たに戸籍の電子証明書というものが開始されます。その仕組みは、電子証明書の申請がされると、その方に対しては識別符号というパスワードを発行することとなります。そのパスワードを必要な手続先の行政機関に提示することで、行政機関はその方の戸籍の情報を取得するというもので、そのパスワードの発行手数料を1件400円とするものです。

なお、4ページに移って、この項の中の下から4行目から電子証明書と同時に紙の戸籍証明書を請求する場合には、この電子の識別符号手数料400円は徴収しないということが書いてあります。

4ページの3の項は、除籍の謄本・抄本等についてですが、最初の戸籍証明書と同様の規定になります。また、次の4-2の項も同じく除籍の電子証明書提供用識別符号で、こちらは1件700円という規定になります。

5ページの5の項、届出受理証明については、もともと戸籍法第48条には届出の受理・不受理の証明を請求できることとなっており、それについて規定がされています。今後は、戸籍届出があった場合には、届書を画像情報にしてネットワーク上にアップロードすることで、その情報を基に関係市町村——これは届出受理市町村または届出記載市町村になりますが、その関係市町村に届出受理証明を請求できることが第120条の6に規定されましたので、それを加えるものです。

次の6の項は、今の5の項の受理証明とおおむね同じですが、証明でなく閲覧することができるという規定があり、そこにも根拠条文の第120条の6を加えるものです。

2ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。施行日を、令和6年3月1日からとしたいものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 104 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 104 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、第 105 号議案 南魚沼市農村公園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 105 号議案 南魚沼市農村公園条例の一部改正について、ご説明いたします。

本条例は、市の農業振興と農業者及び地域住民の健康増進に寄与するため、農村公園を設置することについて平成 17 年に制定した条例です。市内には、平成元年から平成 6 年にかけて国県の補助事業を活用し、各地に 12 か所の農村公園が整備され、うち 5 か所が市条例において市の管理する公園となっております。

しかしながら、7 か所の農村公園については、当初より地元行政区の管理となっていること、また公共施設等総合管理計画の策定に伴い、施設管理の適正化を進める観点から、条例に掲げる農村公園についてもできる限り、地元への無償譲渡を進めており、既に雲洞農村公園と両竹農村公園の 2 か所については地元行政区への譲渡が終了しています。

さらに、第 3 条において、公園の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせるものとする規定されていますが、一方で、第 1 条において農業振興と農業者及び地域住民の健康増進に寄与することを設置目的としていることから、通常、地域住民や市民が使うことがほとんどで、過去にも第 7 条にあるような目的外利用はなく、利用料金も発生していません。そのため条例制定以降、指定管理者を選定せずに農林課が直接管理を行ってきており、今後も条例に掲げるような指定管理者による管理は、指定管理制度の本旨にそぐわないものと考えます。

以上のことから、既に地元行政区に無償譲渡が終了している2農村公園を削除、また現状の利用・管理状況に合致しない指定管理の条項を削除し、現状に合った条例とすべく一部改正したいものであります。

それでは内容についてご説明申し上げます。3ページ新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条から雲洞農村公園と両竹農村公園の名称と位置を削除します。

次に、第3条の見出しを、「指定管理者による管理」から「管理」に改め、条文についても「公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるものとする」としていたものを「公園は、市長が管理する」に改め、第4条の指定管理者が行う業務を削ります。

次に、現行第5条を1条繰り上げ、見出しも含め、利用時間及び利用期間などの「利用」という言葉を「使用」に改めるとともに、条文2行目の「ただし、指定管理者が」以降を削除いたします。

その下、現行第6条も1条繰り上げ、見出しの「利用」を「使用」に改めるとともに、条文冒頭の「指定管理者は」を削り、めくっていただき4ページ、1行目の「利用」を「使用」に、第3号の「指定管理者」を「市長」に改めます……申し訳ございません。第4条の見出しのほうも、「利用時間」のままになっていますが、こちらについては条例改正後は、「使用」という形に改めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします……すみません……

○議 長 暫時休憩といたします。

[午後5時11分]

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

[午後5時15分]

○議 長 産業振興部長、最初から説明をお願いいたします。

産業振興部長。

○産業振興部長 申し訳ございません。議案の条文等については合っていましたけれども、私の説明資料のほうも条文等がずれておりました。大変申し訳ございません。

これは最初から言ったほうがよろしいですか。

○議 長 新旧対照表からお願いします。

○産業振興部長 分かりました。それでは、申し訳ございません。めくっていただいて、3ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条から雲洞農村公園と両竹農村公園の名称と位置を削除します。

次に、第3条の見出しを「指定管理者による管理」から「管理」に改め、「地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるものとする」としていたものを「公園は、市長が管理する」に改めます。続いて、第4条の指定管理者が行う業務を削ります。

次に、現行第5条を1条繰り上げ、条文2行目の「ただし、指定管理者が必要と認める」以降を削除いたします。続いて、第6条を第5条に繰り上げ、「指定管理者」を「市長」に改めます。

めくっていただき、4ページをご覧ください。第3号におきまして、「指定管理者」を「市長」に改めます。

続きまして、その下、第7条の目的外使用の許可を第6条に1条繰り上げ、「指定管理者」の部分「市長」に改めます。第2項も同様で「指定管理者」を「市長」に改めます。

続いて、第8条の許可の取消し等の部分の「指定管理者は」以降、「目的外利用の許可を受けた者」までのところを、「市長は」に改めます。

続いて、第1号「目的外利用者」とあったものを、「前条の規定により目的外利用の許可を受けた者（以下「目的外利用者」という）」に改めます。続いて、第2号「前条第2項」とあったものも「目的外利用者が、前条第2項」に改めさせていただきます。続いて、第5号「指定管理者」とあったものも「市長」に改めさせていただきます。

その下の第2項、「市又は指定管理者」となっていたものを「市」のみにし、「又は指定管理者」を削除させていただきます。

続きまして、第9条の特別の設備等を第8条に1条繰り上げさせていただき、5ページに移っていただき、「指定管理者」を「市長」に改めます。また、認める内容を市長の承認を得たというときを、認めたというところだけを残させていただいて、市長の承認を得るものを削らせていただきます。

その下、第2項については飛ばさせていただいて、続いて、現行第10条の利用料金になります。こちらを「使用料」に改めさせていただいて、「指定管理者に第7条に規定する目的外利用に係る料金」という部分を、「別表に定める使用料」という形に改めさせていただきます。それに伴い、第2項、第3項については削らせていただきます。

続きまして、現行第11条の利用料金の減免を「使用料」に改めさせていただいて、「指定管理者」の部分は「市長」に、また、市長が定めるところにより、利用料金を減額の部分については使用料を減額し、というものに改めます。

続きまして、現行第12条の「利用料金」についても、「使用料」という形に改めさせていただいて、したがって「利用料金」を「使用料」に変更させていただき、「指定管理者」を「市長」に、そして「市長が定めるところにより」については削除をさせていただきます。

続いて、現行第13条の原状回復の義務ですが、第12条に1条繰り上げさせていただき、「利用者」を「公園を利用した者」に改めさせていただきます。先ほど1条繰り上げた関係から、第9条第1項ただし書の部分を、第8条第1項ただし書に。また、その下の行、第8条第1項の規定のところを第7条第1項の規定に改めさせていただき、「利用の」については、「目的外利用の」に改めさせていただきます。

続きましてその下、損害賠償の部分ですが、第14条を1条繰り上げさせていただいて、第13条に。それから「利用者」については「公園を利用した者」に改めさせていただきます。

めくっていただきまして6ページ、第15条の委任ですけれども、委任については市長が別に定めるとしておりますが、こちらのほう規則で定めるに改めさせていただきます。

申し訳ございません。2ページに戻っていただきまして、指定管理者不在期間の管理業務

及び使用料について規定している附則第2項から第4項までを削り、第1項の見出し及び項番号を削ります。また、別表中「第10条」を「第9条」に、「目的外利用に係る料金」を「使用料」に改め、附則としまして施行期日は公布の日からとしたいものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第105号議案 南魚沼市農村公園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、12月11日月曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後5時24分〕